

令和7年2月17日版

【風水害等編】

目次

第1章 風水害等編の概要	161
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	161
第2節 昭和町の概況	171
第3節 災害の想定	172
第2章 災害予防計画	173
第1節 防災組織の充実計画	173
第2節 防災知識の普及計画	173
第3節 防災訓練計画	173
第4節 防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画	173
第5節 消防予防計画	174
第6節 風水害等災害予防対策計画	176
第7節 建築物災害予防計画	178
第8節 文化財災害予防計画	178
第9節 特殊災害予防対策計画	180
第10節 原子力災害予防対策計画	182
第11節 情報通信システム整備計画	184
第12節 災害ボランティア活動環境の整備計画	184
第13節 要配慮者対策の推進計画	185
第3章 災害応急対策計画	186
第1節 応急活動体制計画	186
第2節 職員配備計画	197
第3節 応援・協力等の要請・受入れ計画	199
第4節 災害情報の収集・伝達、広報計画	200
第5節 通信の確保	207
第6節 消火・救急・救助対策計画	207
第7節 緊急輸送対策計画	207
第8節 交通対策計画	207
第9節 災害救助法による救助計画	207
第10節 避難対策計画	208
第11節 医療対策計画	213
第12節 防疫対策計画	213
第13節 飲料水供給対策計画	213
第14節 食料供給対策計画	213
第15節 生活物資供給対策計画	213
第16節 応急教育対策計画	213
第17節 廃棄物処理対策計画	213

第18節	建築物応急対策計画	214
第19節	遺体の搜索、処理及び埋葬計画	214
第20節	障害物除去計画	214
第21節	生活関連事業等の応急対策計画	214
第22節	民生安定事業計画	214
第23節	災害ボランティア支援計画	214
第24節	要配慮者支援対策計画	214
第25節	帰宅困難者対策計画	215
第26節	火山噴火対策計画	216
第27節	雪害対策計画	220
第28節	大規模事故対策計画	226
第29節	原子力災害応急対策	230
第4章	水防計画	232
第1節	総則	232
第2節	町における水防組織	233
第3節	重要水防区域	235
第4節	予報及び警報	235
第5節	水位の通報	237
第6節	水防活動	237
第7節	水防信号	240
第8節	協力応援	241
第9節	費用負担と公用負担	241
第10節	水防報告	244
第11節	水防訓練	244
第12節	浸水想定区域内における要配慮者利用施設への対策	245
第5章	災害復旧・復興計画	246

第1章 風水害等編の概要

本編に規定があるものを除いては、地震編による。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 町

昭和町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 町議会

昭和町議会は、災害が発生したときに、昭和町災害対策本部と連携して災害対策活動を支援する。

3 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。
また、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。
また、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、町及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

注 指 定 行 政 機 関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指 定 公 共 機 関：東日本電信電話株式会社等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの

指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、県知事の指定するもの

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

町は、次の災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたる。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制等を整備する。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 防災知識の普及及び教育
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- オ 防災に関する施設の整備、点検
- カ 町内の公共的団体等住民の自主防災会への指導育成
- キ 災害に関する調査研究
- ク 防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ケ 危険物等災害予防対策の推進
- コ 自主防災会の育成、指導、その他住民が実施する災害対策の推進
- サ 火災対策の推進
- シ 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ウ 警報の発令、伝達及び広報の実施
- エ 防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- オ 災害時に備えた人員、資機材の配備手配
- カ 避難指示等及び避難者の保護
- キ 火災発生防止及び水防体制の整備と災害時の消防、水防その他の応急措置
- ク 被災者の救出、救助その他の保護
- ケ 要配慮者の安全確保
- コ 被災者からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の供給
- サ 応急教育の実施
- シ 被災施設及び設備の応急復旧
- ス 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- セ 交通規制その他の社会秩序維持の措置
- ソ 緊急輸送の確保
- タ 防災関係機関に対する応援要請
- チ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧

- イ 災害の再発防止
- ウ 激甚災害に関する調査及び指定への協力
- エ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

2 町議会

- ア 議会災害対策本部の設置
- イ 議員の安否等確認
- ウ 町災害対策本部との情報交換
- エ 被災地及び避難所等の調査
- オ 災害応急対策及び災害復旧の円滑な実施についての町災害対策本部への提言
- カ 町災害対策本部が行う避難所等における諸救援活動への協力
- キ 県・国等に対する要望
- ク その他災害に関し、議会災害対策本部が特に必要と認める事項

3 県

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 防災に関する施設の整備、点検
- キ 過去の災害に係る情報の収集、整理等
- ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 警報の発令及び伝達、避難指示等並びに、市町村が避難指示等を行う際において必要な助言の実施
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 被災者等からの相談窓口の設置
- カ 応急教育の実施
- キ 被災施設及び設備の応急復旧
- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- コ 緊急輸送の確保
- サ 広域一時滞在に関する協定の締結
- シ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

4 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア 立会関係

各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費）

イ 融資関係

- (ア) 地方公共団体の災害復旧事業費の貸付
- (イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付
- ウ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置
 - (ア) 預貯金等の中途解約等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特別措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置

エ 国有財産関係

- (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
- (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
- (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、行政財産を応急施設として短期間その用に供する場合の使用収益の許可

(2) 関東農政局（山梨県拠点）

ア 災害予防

- (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
- (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備

イ 災害応急対策

- (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
- (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
- (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給
- (エ) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
- (オ) 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
- (カ) 応急用食料の調達・供給対策

ウ 災害復旧

(ア) 査定の速やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施

(イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通

(3) 関東運輸局（山梨運輸支局）

ア 災害時における輸送実態調査

イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整

ウ 災害時における自動車の応援手配

エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導

オ 災害時における関係機関との連絡調整

(4) 東京管区気象台（甲府地方気象台）

ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。

イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(5) 関東総合通信局

ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営

イ 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援

ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し

エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施

オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(6) 山梨労働局

ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査

イ 事業場内労働者の二次災害の防止

ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予

エ 災害復旧工事における安全の確保

(7) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、震災対策について下記の事項を行う。

ア 防災対策の基本方針等の策定

イ 災害予防

(ア) 災害対策の推進

(イ) 危機管理体制の整備

(ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進

風水害等編 第1章 風水害等編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- (エ) 防災教育等の実施
- (オ) 防災訓練
- (カ) 再発防止対策の実施

ウ 災害応急対策

- (ア) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- (イ) 活動体制の確立
- (ウ) 政府本部への対応等
- (エ) 災害発生直後の施設の緊急点検
- (オ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- (カ) 災害発生時における応急工事等の実施
- (キ) 災害発生時における交通の確保等
- (ク) 緊急輸送
- (ケ) 代替輸送
- (コ) 二次災害の防止対策
- (サ) ライフライン施設の応急復旧
- (シ) 地方自治体等への支援
- (ス) 被災者・被災事業者に対する措置
- (セ) 災害発生時における広報
- (ソ) 自発的支援への対応
- (タ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

エ 災害復旧・復興

- (ア) 災害復旧・復興の基本方針
- (イ) 災害復興の実施
- (ウ) 復旧・復興資機材の安定的な確保
- (エ) 都市の復興
- (オ) 借地借家制度等の特例の適用
- (カ) 被災者の居住の安定確保に対する支援
- (キ) 被災事業者等に対する支援措置
- (ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

(8) 関東地方環境事務所

- ア 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(9) 南関東防衛局

- ア 所管財産の使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛本省及び自衛隊との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(10) 国土地理院関東測量部

- ア 災害時における地理空間情報の整備・提供
- イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- ウ 地殻変動の監視

5 自衛隊（陸上自衛隊東部方面特科連隊）

(1) 平素における準備

- ア 防災関係資料の整備
- イ 関係機関との連絡・調整
- ウ 災害派遣計画の作成
- エ 防災に関する教育訓練
- オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備

(2) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣初動の準備
- イ 災害等情報の収集
- ウ 通信の確保
- エ 要請等の確認及び派遣要領の決定

(3) 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

(4) 撤収及び撤収後の措置

6 指定公共機関

(1) 東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）

- ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
- イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）
- ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
- エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
- カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
- キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保

(2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社N T T ドコモ（山梨支店）

- ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
- イ 電気通信システムの一部の被災がほかに重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する。
- エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。
- オ 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライ

風水害等編 第1章 風水害等編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

ン事業者及び報道関係機関等と連携を図る。

(3) 日本郵便株式会社（田富郵便局・昭和郵便局・国母駅前郵便局）

ア 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供

イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置

ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

エ 被災者が差し出す郵便物及び被災者あて救助用郵便物の料金免除

オ 郵便局窓口業務の維持

カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）

キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用

ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(4) 日本赤十字社（山梨県支部）

ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施

イ 応援救護班の体制確立とその整備

ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置

エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整

オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整

カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄

キ 義援金の募集及び配分

(5) 日本放送協会（甲府放送局）

ア 災害対策基本法、気象業務法（昭和27年法律第165号）、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）その他の法令の定める放送又は通信

イ 災害対策基本法に定める対策措置

(6) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

ア 管轄する高速道路等の耐震整備

イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保

ウ 高速道路の早期災害復旧

(7) 日本通運株式会社（山梨支店）

ア 安全輸送の確保

イ 災害対策用物資等の輸送

ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応する体制の整備

(8) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）

ア 電力供給施設の災害予防措置

イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧

ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

7 指定地方公共機関

- (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集、配分への協力
- (2) 輸送機関（山梨交通株式会社、社団法人山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備
- (3) ガス供給機関（東京ガス山梨株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会、一般社団法人山梨県LPガス協会）
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (4) 医師会（中巨摩医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 山梨みらい農業協同組合
 - ア 町が行う農業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - エ 農業生産資材等の確保、斡旋
- (2) 昭和町商工会等中小企業関係団体
 - ア 町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
- (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災者の収容及び助産
- (4) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (5) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施

9 その他の公共的団体

(1) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、昭和町社会福祉協議会）

ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

(2) 山梨県ボランティア協会

ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

第2節 昭和町の概況

第1 自然的条件

地震編第1章第2節「昭和町の概況」を準用する。

第2 社会的条件

地震編第1章第2節「昭和町の概況」を準用する。

第3 過去の災害

1 火災

本町は、水利の便が良く、また適度に集落が点在していたため、過去に大きな火災はなかった。

また、近年においても家屋の耐火建築構造の進歩、道路網の整備、住民の防災意識の高さ等により、迅速な消火活動が行われており、大きな火災は発生していない。

2 風水害

釜無川は、御勅使川と合流して勢いを増し、氾濫を繰り返しては甲府盆地を脅かし、田畑も人家も押し流してきた。

明治時代、山梨県においては18回の水害の記録が残されているが、この中でも明治元年、明治40年、明治43年の大水害は甚大な被害をもたらした。明治元年の大水害では、本町の旧村である西条村、常永村では堤防の決壊により甚だしい数の家屋が倒壊、浸水等が発生したという記録が残っている。

昭和時代の水害のうち、山梨県に特に大きな災害をもたらした風水害としては、昭和10年、20年、22年～26年、28年、29年、31年～34年、41年、57年、58年に起きた水害が挙げられる。

特に、昭和34年8月14日の台風第7号、9月26日の台風第15号（伊勢湾台風）は被害規模が大きく、明治43年の大水害から数えて53年ぶりに大惨禍を被った。本町においても、災害救助法が適用された。この災害で本町においては家屋、農産物等に甚大な被害をもたらしたが、人的被害は負傷者のみであった。

3 雪害

2014年2月14日から15日にかけて、低気圧の接近・通過により関東甲信地方を中心に雪が降り続き、県内の月最深積雪は、甲府で114cm、河口湖で143cmに達する等の記録的な大雪となった。

この雪により、中央自動車道、国道20号等の道路が全面通行止、JR身延線及び路線バスの運休、学校の休校等、生活に多大な影響を及ぼした。

第3節 災害の想定

第1 風水害

河川の氾濫については、国の調査により釜無川及び笛吹川、県の調査により荒川、鎌田川、貢川、山王川、四分川、渋川、常永川、神明川の浸水想定区域図が公表されている。この浸水想定区域を浸水被害の前提とする。

なお、想定されている想定最大規模の前提となる降雨は、次のとおりである。

河川名	調査主体	想定降雨
釜無川	甲府河川国道事務所	富士川下流域の48時間総雨量565mm、富士川上流域の48時間総雨量632mm
笛吹川	甲府河川国道事務所	富士川上流域の48時間総雨量632mm
荒川	山梨県	48時間総雨量810mm
鎌田川	山梨県	1時間総雨量72.98mm
貢川	山梨県	1時間総雨量132.95mm
山王川	山梨県	24時間総雨量836mm
四分川	山梨県	48時間総雨量810mm
渋川	山梨県	24時間総雨量836mm
常永川	山梨県	24時間総雨量836mm
神明川	山梨県	24時間総雨量836mm

第2 火山災害

平成16年6月に、富士山火山防災協議会より発表された「富士山火山防災マップ」によると、仮に富士山の噴火が起こった場合でも、町域に溶岩流が到達することは予測されていない。降灰に関しては、西風が卓越しているため噴火に伴う火山灰の多くは火口より東側に飛散されることが予想され、多いところで10cm程度の降灰が予測されている。

仮に降灰があったとしても、本町では堆積した火山灰が降雨で流出する土石流の発生は考えられないが、健康被害や農作物への被害等の影響が発生することは考えられる。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実計画

地震編第2章第1節「防災組織の充実」を準用する。

第2節 防災知識の普及計画

地震編第2章第2節「防災知識の普及」を準用する。

第3節 防災訓練計画

地震編第2章第3節「防災訓練計画」を準用する。

第4節 防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画

地震編第2章第8節「防災施設及び防災資機材の整備充実」を準用する。

第5節 消防予防計画

担	町	企画財政課、都市整備課、消防団
当	関係機関等	甲府地区消防本部

第1 消防力の充実強化（企画財政課）

1 町消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

町は、地域消防の要である消防団員の増員や装備品等の強化等を図る。

また、自主防災会との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図る。

(2) 消防施設等の整備強化

町及び甲府地区広域行政事務組合消防本部（以下「甲府地区消防本部」という。）は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。

また、施設の耐震化に努める。

(3) 消防団員の教育訓練

町は、救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、総合防災訓練等を通じて、消防団員の救急救助技術等専門的技術の向上を図る。

2 地域の自主防災力の充実強化

(1) 町は、自主防災会の育成強化を図り、組織の核となる自主防災会長に対して研修を実施し、これら組織の日常訓練の実施を促す。

(2) 町は、平常時には自主防災会の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる自主防災会防災本部の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図る。

(3) 町は、各区への消火栓器具の適切な設置に努める。

(4) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

3 消防計画の確立

甲府地区消防本部は、大規模災害に対処できるよう組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

また、消防団は、団員の参集方法等を定めた消防計画を作成し、町に提出する。

第2 火災予防対策の強化（都市整備課・企画財政課）

1 一般家庭に対する指導

町は、自主防災会等の各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓

練への積極的な参加促進を図る。

町は、住宅用火災警報装置の設置義務について引き続き広報を実施し、未設置の住宅への設置を促進する。

2 防火対象物の防火体制の推進

甲府地区消防本部は、次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

- (1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させる。
- (2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行う。

3 予防査察の強化指導等

甲府地区消防本部は、火災発生及び被害の拡大を防止するため、防火対象物の計画的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行う。管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対しても、防火管理の万全を期するよう指導する。

また、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

4 建築同意制度の効果的活用（都市整備課）

甲府地区消防本部は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図る。

5 防火防災思想、知識の普及（企画財政課）

町は、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、また町ホームページ等を活用して、火災予防週間及び防災週間において各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに防火知識の普及に努める。

第6節 風水害等災害予防対策計画

担	町	企画財政課、環境経済課、建設課、下水道課
当	関係機関等	

第1 河川対策（建設課）

本町には、町の西端を南北に富士川（釜無川）が南流するほか、鎌田川、今川、山伏川を始め中小の河川が流れており、町域は釜無川の氾濫原となっている。

本町の主要な河川として鎌田川を始めとして5本の河川があり、部分的に整備済みの箇所はあるが、未整備な河川が多く、都市化の進展による雨水の流出量の増加が懸念される。

町は、施設管理者に対し早期整備の促進を働きかけていくと同時に、町の管理する準用河川、普通河川等についても各種調査を進め、堤防や河道の整備、護岸の強化等を計画的に進める。

第2 ハザードマップに基づく避難体制の整備（企画財政課・建設課）

町は、住民に対して「昭和町洪水ハザードマップ」を配布し、想定浸水区域、洪水情報、情報の伝達経路、警戒レベル等の避難情報の意味等の周知及び理解の促進を図り、地域の避難活動を支援する。

また、浸水想定区域内に要配慮者施設が含まれる場合は、洪水時の円滑かつ迅速な避難体制の確保を図られるよう、あらかじめ洪水予報等の伝達方法を定める。

第3 農業災害対策（環境経済課）

1 農業用施設対策

町は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとる。

(1) たん水防除対策

ア たん水による被害を未然に防止するため、たん水防除事業を実施し、排水機の増強及び排水路の整備等を行う。

イ たん水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。

(2) 農用施設対策

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため、山梨みらい農業協同組合等を通じて補強の措置をとる等の指導を行う。

2 農作物対策

農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき実施する。

3 家畜対策

町は、畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、家畜伝染病の予防（予防接種等）を徹底する。

なお、災害時には飼料確保が困難なので、事前に十分確保しておくよう指導する。

第4 下水道の風水害予防対策（下水道課）

町は、次の風水害予防対策を実施する。

項目	内容
下水道施設の安全性及び代替性の確保	・止水板、耐水扉等のハード面の耐水対策 ・受変電設備の高所移設 ・管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化 ・施設被災時の最低限の揚水、水処理機能の確保 ・仮設ポンプや吸引排水ポンプ車の手配のための連絡体制の確保
重要なデータのバックアップ	・施設台帳や点検調査修繕等の履歴の電子化
情報の収集・連絡体制の整備	・情報の収集・連絡体制に関するマニュアル作成と訓練 ・情報収集及び非常態勢を早期に確立するための遠隔監視・操作機能の有効活用
通信手段及び非常電源の確保	・専用回線による通信機能確保 ・停電時の72時間稼働可能な非常用電源の確保
防災資機材の整備	・過搬式ポンプ、発電機の確保 ・消毒資機材の確保 ・仮設沈殿池の用地確保
職員の体制	・緊急連絡体制の整備 ・家族も含めた安否確認 ・交通途絶時等の出勤体制の確立
下水道関係機関相互の応援受援体制	・市町村、下水道公社、県との応援受援体制の確立 ・他都県市との応援受援体制の確立
応急復旧活動	・ソフト面の耐水対策（土のう設置、止水板設置） ・二次災害発生のおそれや、重大な機能障害への対応（溢水した下水を強力吸引車（バキューム車など）により排水処理、塩素減菌により消毒処理放流、マンホールトイレ設置）
被災地のし尿の受け入れの連携	・被災施設と健全下水処施設との連携
業務継続性の確保	・BCPマニュアルの策定と訓練

第7節 建築物災害予防計画

地震編第2章第4節「地震に強いまちづくり推進計画」、第7節「都市型災害の防止・軽減対策の推進計画」を準用する。

第8節 文化財災害予防計画

担	町	生涯学習課、企画財政課
当	関係機関等	甲府地区消防本部

第1 文化財保護対策（生涯学習課）

1 県及び町の文化財

山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）及び昭和町文化財保護条例（昭和52年条例第3号）による文化財は、県及び町が独自に重要な文化財を指定して保護を行っている。

2 文化財の管理責任

- (1) 文化財の管理については、県及び町がそれぞれ管理規定を設け、所有者、管理団体及び管理責任者にその責任を義務づけている。
- (2) 所有者及び管理人の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、県指定文化財については県教育委員会に、町指定文化財については町教育委員会に届け出る。

第2 文化財の防災施設（生涯学習課）

町は、文化財の周囲の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により、貯水槽・消火栓等消火施設及び避雷針等について整備を推進する。

なお、指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）については、所有者及び管理者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金が交付される。

第3 文化財の災害予防対策（生涯学習課・企画財政課）

県は、文化財の災害に備えると共に被災時の損傷を最小限に留めるため、令和元年度に文化財保護法に基づき策定した山梨県文化財保存活用大綱に、文化財の防災及び災害時の対応について方針を定めている。

町は、準拠して文化財の災害予防対策を指導、実施する。

1 災害に備えた平時からの普及啓発

- (1) 普及啓発活動や防犯・防災対策の取り組みの促進

町は、「文化財防火デー」（1月26日）に合わせて、防災訓練、防火設備点検の実施等、防災に係る周知や普及啓発活動を促進する。

また、文化財所有者や管理責任者が、防犯や防災に関して日頃留意すべき事項や、実際に災

害が発生したとき取るべき一般的な対応を周知するマニュアルなどの作成や充足に努め、普及啓発と防犯・防災のための自主的な取り組みを促進する。

(2) 文化財の現況の把握と防災スキルの向上

町は、県との協力により、文化財の管理状況等の現況把握や、救済活動の際に資する研修会や技能講習会の実施に努める。

(3) 文化財防災ネットワークの設置・運用

県は、災害時に緊急的なレスキュー活動等を円滑に行うため、大学等の協力を得るなか、県立博物館と県内博物館施設、市町村等による文化財に関する山梨県内での防災ネットワークを構築する。

2 被害情報の収集・緊急的なレスキュー活動など災害時に行う取り組み

町は、県と連携して、文化庁と密に情報共有を図る。

また、文化財の防災ネットワークにより災害時における県と町、文化財所有者や管理責任者が連携して文化財被災状況の収集、共有化を図る。

第9節 特殊災害予防対策計画

担	町	企画財政課、消防団
当	関係機関等	甲府地区消防本部、東京ガス株式会社、ガス小売事業者、危険物施設管理者

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策（企画財政課）

町及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

事業者は、地域の浸水想定区域等を確認し、危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 規制及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行う。

- (1) 製造施設・貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握及び各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成する。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

町は、消防団員の確保及び資質の向上を図るとともに、南消防署との連携強化を図る。

また、甲府地区消防本部は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

第2 ガス事業施設の災害予防対策（企画財政課）

1 一般ガス事業者の措置

東京ガス山梨株式会社は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施する。

- (1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）による保安規程に基づく、関係者の教育及び訓練
- (2) ガス工作物の工事・維持・運用に際しては、ガス事業法の技術基準に適合するよう法令及び規程に基づいた巡視点検及び検査
- (3) 他工事によるガス導管等の損傷を防止するため、他工事業者と導管等の保護について協議を行い、必要に応じて保安に関する協定を締結
ガス事業者と他工事業者による、別に定める「他工事協議・巡回立合い要領」に基づく他工事現場の巡回、立ち会い
- (4) 一般ガス導管事業施設設備の新設にあたっては、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあつては地盤改良を行う等、耐震性の万全化
- (5) 高中圧ガス導管については、緊急遮断弁、緊急放散設備等の保安設備を増強
- (6) 経年埋設管等耐震性の低い導管については、耐震性の高い導管に順次切り替え
- (7) 災害その他非常の場合、被害の防止、軽減及び迅速な復旧のための体制を確立し人員、器材を整備
- (8) ガス漏洩及び導管事故等の未然防止とその防止拡大のため、ガス使用者からの通報の受付連絡及び状況に応じて緊急な出動ができるよう、別に定める「ガス漏洩及びガス事故処理要領」により、機器、体制の整備及び関係者を教育・訓練

2 ガス小売事業者（旧簡易ガス）の措置

ガス小売事業者（旧簡易ガス）は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施する。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) 特定製造所の耐震化の促進及び容器等の転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して災害時の知識普及
- (5) 防災に係る訓練の実施

3 町の措置

町は、県及びガス事業者と協力して、次の対策を実施する。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退きを指示

第10節 原子力災害予防対策計画

担	町	企画財政課
当	関係機関等	

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった昭和町にも、風評被害、住民の心理的動揺等、様々な影響をもたらした。昭和町を含む山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(※)にも含まれていない。山梨県に最も近い中部電力株式会社浜岡原子力発電所においても、県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられない等、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後も継続的な改正を進めるものとしているため、本対策についても、当該改正を受けて見直しを行う必要がある。

※「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離を目安に、次の範囲を設定している。(ア・イは、実用発電用原子炉の場合)

ア 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action planning Zone)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域(おおむね半径5km圏内)

イ 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域(おおむね半径30km圏内)

※本計画における用語の意義は次のとおりとする

「原子力災害」…原子力災害特別措置法(平成11年法律第156号)。以下「原災法」という。

第2条第1項第1号に規定する災害(原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害)をいう。

「原子力緊急事態」…原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。

「放射性物質」…原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射線同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。

「原子力事業者」…原災法第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。

「原子力事業所」…原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

第1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

〈浜岡原子力発電所の概要〉

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉 5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転状況	廃止措置中		施設定期検査中		
運転開始年月日	S51. 3. 17	S53. 11. 29	S62. 8. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18
運転終了年月日	H21. 1. 30	H21. 1. 30	—	—	—

第2 情報の収集及び連絡体制の整備（企画財政課）

町は、県が国、市町村、中部電力浜岡発電所が所在する県（以下「所在県」という）、原子力事業者、その他防災関連機関との間で、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うために行う体制の整備に協力する。

第3 モニタリング体制等の整備（企画財政課）

町は、平時又は緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、可搬型測定機器等のモニタリング機器を整備する。

第4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発（企画財政課）

町は、県と連携して、次の内容について住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

第5 防災担当職員に対する研修（企画財政課）

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るために必要と認められる場合は、防災担当職員に対して、次に掲げる事項等について県が実施する研習を受けさせる。

- (1) 原子力防災体制に関すること
- (2) 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (7) 緊急時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) その他緊急時対応に関すること

第11節 情報通信システム整備計画

地震編第2章第9節「情報通信システム整備計画」を準用する。

第12節 災害ボランティア活動環境の整備計画

地震編第2章第11節「災害ボランティア活動環境の整備計画」を準用する。

第13節 要配慮者対策の推進計画

担 当	町	企画財政課
	関係機関等	

第1 要配慮者利用施設の避難確保（企画財政課）

町は、浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、診療所その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について、本計画にその名称及び所在地を定める。

本計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

町は、避難確保計画の作成、避難訓練に関する助言等、必要な支援を実施する。

その他、地震編第2章第12節「要配慮者対策の推進計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

風水害、雪害、大規模事故等の災害が発生した場合に、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、被害の状況等により直ちに災害対策本部を設置し、県、防災関係機関等と緊密な連携のもと、応急活動体制を確立する。

第1 タイムライン（防災行動計画）

台風の接近、上陸に伴う風水害の発生については、次に示すタイムライン（防災行動計画）を目安に対応することを基本とする。

ただし、タイムラインは、1つの事象についての例示であり、全ての災害に同じ対応をとるものではない。



第2 災害対策本部の設置

災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、町長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、昭和町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置する。

1 本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に町本部を設置する。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 町長が必要と認めるとき。

2 本部の廃止時期

町本部は、町内において災害発生のおそれが解消したと認めたとき、又は町の災害応急対策がおおむね完了したと認められるときに廃止する。

3 設置及び廃止の通知

町本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、口頭、グループウェア
県知事	県防災行政無線、電話、山梨県総合防災情報システム
中北地域県民センター	県防災行政無線、電話、山梨県総合防災情報システム
甲府地区消防本部	県防災行政無線、電話
南甲府警察署	電話、連絡員
近隣市町村	県防災行政無線、電話、山梨県総合防災情報システム
一般住民	町防災行政無線、町一斉配信メール、Ｌアラート、緊急速報メール、町公式 SNS、広報車、口頭（区長等を通じて）

4 町本部の設置場所

町本部は町役場に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、昭和町総合会館に設置する。

区分	施設名	所在地	連絡先
災害対策本部	昭和町役場 2 階別棟会議室	昭和町押越 542-2	055-275-2111
代替場所	押原公園管理棟	昭和町押越 1500 番地 1	055-267-9001

5 議会災害対策本部の設置

議長は、昭和町議会災害対策本部設置要綱に基づき、災害により町本部が設置された場合において、町本部が実施する災害応急対策業務等に協力するとともに住民の生命、財産の保全に努めるため、議会対策本部を設置する。

町本部長は、災害応急対策の実施において地域の情報収集、住民意見の集約等について、議会対策本部との連携を図る。

第3 災害対策本部の組織及び所掌事務

1 町本部の組織

町本部の組織は、昭和町災害対策本部条例の定めによる。

(1) 本部長

町長を町災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、本部長は、町本部の事務を総括し、各班を指揮監督する。

(2) 副本部長

副町長を町災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とし、副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等がある場合は、その職務を代行する。

(3) 本部付

教育長及び消防団長を町災害対策本部付（以下「本部付」という。）とし、本部付は、本部長及び副本部長を補佐する。

(4) 班

ア 町本部に班を置き、各課長相当職を班長とする。班長は、本部長及び副本部長を補佐するとともに、所属の職員（以下「班員」という。）を指揮監督し、当該班の所掌事項の応急対策に当たる。

イ 班員は、班長の命を受けて、災害対策に従事する。

(5) 本部長の職務代行

本部長（町長）が出張中、又は災害を被る等、本部の指揮監督をとることができない場合は、直ちに次の順位により本部長の職務を代行し、本部の指揮監督をとる。

第1順位 副町長（副本部長）

第2順位 企画財政課長

第3順位 総務課長

2 町本部会議の開催

本部長は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、町本部会議を開催する。

町本部会議の開催にあたっては、次の各項目を実施する。

(1) 報告事項

副本部長、本部付及び各班長は、直ちに町本部に参集し、各班の配備体制と緊急措置事項を報告する。

(2) 協議事項

町本部会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長若しくは副本部長、本部付及び各班長の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

〈主な協議事項〉

ア 応急活動方針の決定に関すること。

イ 動員配備体制の決定及び切替えに関すること。

ウ 避難指示等の避難情報の発令に関すること。

- エ 指定緊急避難場所、指定避難所の開設に関する事。
- オ 国、県及び関係機関との連絡調整に関する事。
- カ 県、他市町村等への応援要請に関する事。
- キ 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
- ク 災害救助法の適用に関する事。
- ケ 町本部の廃止に関する事。
- コ その他災害対策の重要事項に関する事。

3 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。
- (2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部付、班長その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理する。
- (4) 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置する。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。
- (5) 県の現地災害対策本部との連携

町本部は、町内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

なお、県現地災害対策本部は、役場2階委員会室へ設置する。

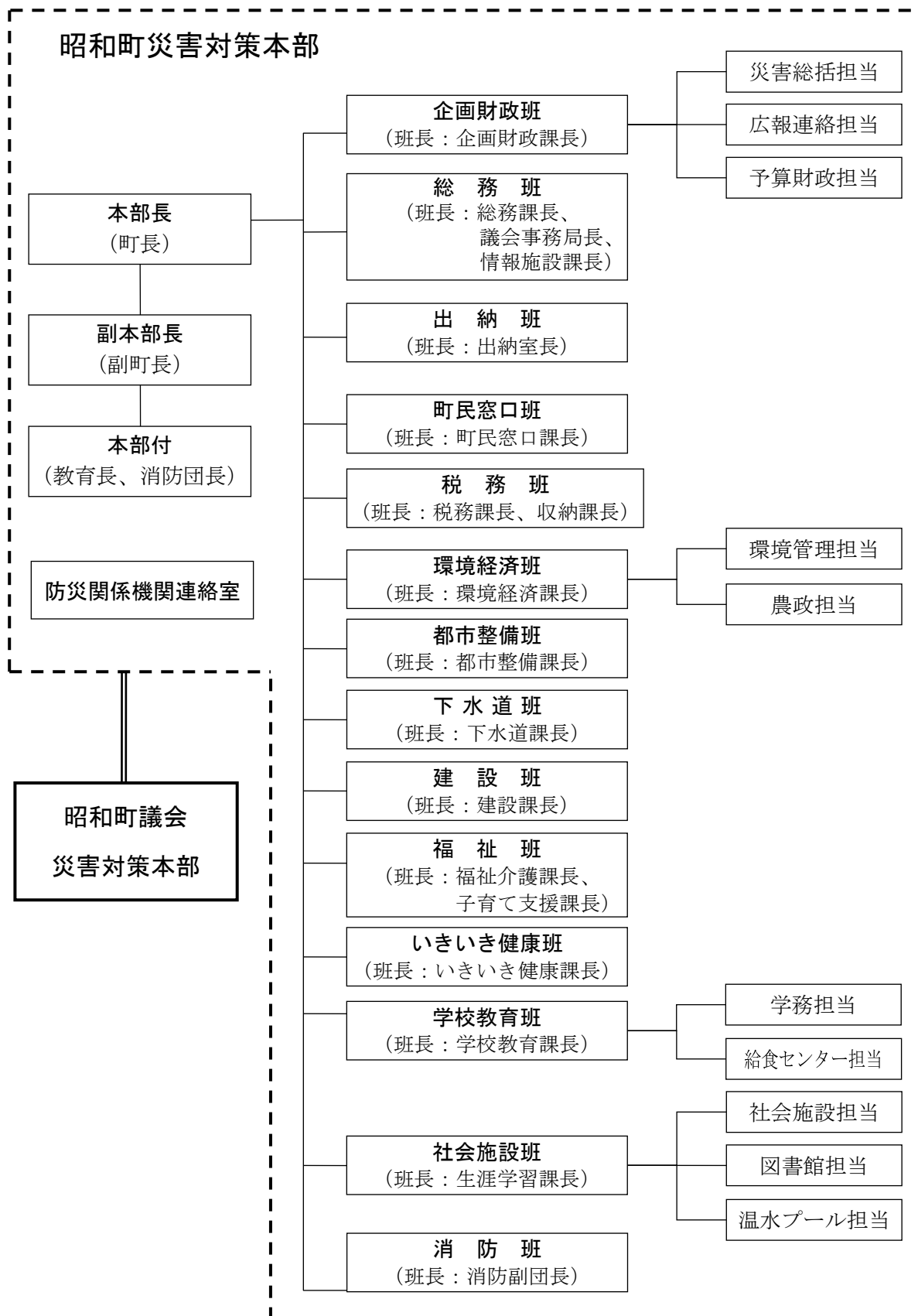
区分	施設名	所在地
県現地災害対策本部	昭和町役場2階委員会室	昭和町押越542-2

4 防災関係機関連絡室の設置

本部長は、災害対策本部内に防災関係機関の連絡員が常駐する防災関係機関連絡室を設置し、災害対策に関する連絡、調整を行う。

5 災害対策本部組織・所掌事務

災害対策本部の組織本部及び所掌事務は、次のとおりである。



〈災害対策本部事務分掌〉

班	係	災害時の事務
企画財政班 ・企画財政課	災害総括担当 ・危機管理係 ・行政係	1 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 県、消防等関係機関との災害情報の収集・伝達に関すること。 3 職員の動員配備、調整に関すること。 4 消防団の出動に関すること。 5 県、自衛隊等への応援要請に関すること。 6 自主防災会への協力依頼に関すること。 7 県等への被害報告に関すること。 8 避難指示等の発令に関すること。 9 指定緊急避難場所・指定避難所の開設指示に関すること。 10 災害救助法の適用に関すること。
	広報連絡担当 ・企画情報係	1 災害広報に関すること。 2 報道機関への対応に関すること。 3 避難指示、警報等の伝達に関すること。 4 町内各関係団体等からの災害情報の収集に関すること。 5 被害情報の取りまとめに関すること。 6 災害の記録に関すること。 4 災害復興計画の策定に関すること。
	予算財政担当 ・財政係	1 災害対策に必要な予算編成に関すること。 2 町有財産の被害調査、応急対策に関すること。
総務班 ・総務課 ・議会事務局 ・情報施設課	・総務係 ・政策秘書係 ・法制係 ・議会事務局 ・施設再編係 ・情報化推進係	1 本部長・副本部長の秘書に関すること。 2 庁舎の点検・機能維持に関すること。 3 町有車両の管理、配車及び燃料の確保に関すること。 4 緊急輸送に関すること。 5 緊急通行車両の確認申請に関すること。 6 災害関係文書の保存等に関すること。 7 議会議員との連絡調整に関すること。 8 防災備蓄物資の給貸与に関すること。 9 職員及び災害対策要員への補給に関すること。 10 職員の安否確認、参集状況のとりまとめに関すること。 11 受援（応援派遣）統括業務に関すること。 12 被災者台帳に関すること。
出納班 ・出納室	・出納係	1 災害経費の出納に関すること。 2 義援金、見舞金等の受付及び保管に関すること。
町民窓口班 ・町民窓口課	・町民係 ・国民健康保険・国民年金係	1 来庁者の避難誘導に関すること。 2 災害相談に関すること。 3 行方不明者及び住民の避難先等の把握に関すること。 4 遺体の処理、安置及び埋火葬に関すること。 5 国民健康保険税の減免に関すること。 6 外国人支援に関すること。 7 安否情報の提供に関すること。
税務班 ・税務課 ・収納課	・住民税係 ・資産税係 ・徴収係兼管理係	1 家屋の被害調査に関すること。 2 り災証明に関すること。 3 町民税、固定資産税等の減免措置に関すること。

風水害等編 第3章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制計画

班	係	災害時の事務
		4 被災住民への税関係の相談に関すること。
環境経済班 ・環境経済課	環境管理担当 ・環境衛生係	1 一般家庭及び避難所のごみ及びし尿の収集、処理に関すること。 2 住宅の解体撤去及び災害廃棄物の処理に関すること。 3 被災地における環境衛生の保全に関すること。 4 中巨摩地区広域事務組合との連絡調整に関すること。 5 死亡獣畜の処理に関すること。 6 被災動物及び家庭動物（ペット）に関すること。 7 防疫（消毒）に関すること。
	農政担当 ・農政振興係	1 商工業関係の団体との連絡調整に関すること。 2 農作物及び農業用施設の被害調査、応急対策に関すること。 3 病虫害の防除に関すること。 4 家畜及び畜産施設の被害調査、応急対策に関すること。 5 食料、生活必需品、燃料等の確保に関すること。 6 救援物資に関すること。
都市整備班 ・都市整備課	・都市整備係 ・公園住宅管理 係兼区画整理 係	1 公園施設の安全点検及び避難地の開設に関すること。 2 公園施設の被害状況調査、災害復旧に関すること。 3 公営住宅の災害対策に関すること。 4 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 5 宅地の危険度判定に関すること。 6 ヘリポートの開設支援に関すること。 7 帰宅困難者対策に関すること。 8 住宅等の復興相談に関すること。
下水道班 ・下水道課	・工務係 ・管理係	1 下水道施設の被害調査、応急復旧に関すること。 2 町排水設備工事店との連絡調整に関すること。 3 仮設トイレの確保、設置、管理に関すること。 4 甲府市上下水道局との連絡、協力に関すること。 5 応急給水資機材の調達に関すること。 6 応急給水に関すること。 7 耐震性貯水槽での対応に関すること。
建設班 ・建設課	・建設係 ・管理係	1 公共土木施設の被害調査、応急復旧に関すること。 2 災害応急活動に必要な重機等の調達に関すること。 3 応急仮設住宅の建設及び管理、被災住宅の応急修理に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 水防に関すること。
福祉班 ・福祉介護課 ・子育て支援課	・長寿社会係 ・障害福祉係 ・児童家庭係兼児 童館統括係 ・介護保険係	1 避難行動要支援者の安否確認、避難支援に関すること。 2 福祉避難所の開設・運営に関すること。 3 社会福祉協議会との連携・協力に関すること。 4 福祉団体、日本赤十字社との連絡調整に関すること。 5 災害弔慰金の支給等に関すること。 6 ボランティアセンターの設置・運営に関する社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 7 在宅要配慮者の支援に関すること。

班	係	災害時の事務
		8 保育園・児童館・放課後児童クラブ等の被害調査、応急対策に関すること。 9 保育園児・児童館利用児童等の安全確保対策に関すること。
いきいき健康班 ・いきいき健康課	・健康増進係	1 医薬品その他衛生資材の確保に関すること。 2 社会福祉施設との連絡調整に関すること。 3 中巨摩医師会への協力要請に関すること。 4 感染症、食中毒、エコノミークラス症等の予防に関すること。 5 救護所の設置に関すること。 6 被災者への保健衛生活動に関すること。 7 被災地の食品衛生管理に関すること。 8 人工透析等の継続的な医療への対応に関すること。
学校教育班 ・学校教育課	学務担当 ・総務係兼学校教育係兼学校施設係	1 児童・生徒の安全確保対策、安否確認に関すること。 2 学校教育施設の被害調査、応急対策に関すること。 3 応急教育の実施に関すること。 4 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に関すること。
	給食センター担当 ・給食センター	1 施設の被害調査、応急対策に関すること。 2 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に関すること。 3 給食設備での炊き出しに関すること。
社会施設班 ・生涯学習課	社会施設担当 ・生涯学習係 ・生涯スポーツ係	1 施設利用者の安全確保対策に関すること。 2 社会教育施設・社会体育施設の被害調査・応急対策に関すること。 3 文化財の被害調査、応急対策に関すること。 4 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に関すること。
	図書館担当 ・図書館	1 施設利用者の安全確保対策に関すること。 2 施設の被害調査、応急対策に関すること。 3 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に関すること。
	温水プール担当 ・温水プール	1 施設利用者の安全確保対策に関すること。 2 施設の被害調査、応急対策に関すること。 3 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に関すること。
消防班 ・消防団	・消防団	1 消防及び水防に関すること。 2 住民への情報伝達に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 救出・救護活動に関すること。 5 行方不明者の捜索に関すること。
共通事務		1 各係・各班の応援に関すること。 2 所管する施設、組織、団体等の被害状況の把握及び災害対策に関すること。 3 指定避難所の管理・運営に関すること。 4 その他、本部長の特命事項に関すること。

6 施設の活用

災害対策で活用する施設は、次のとおりである。

〈災害対策で活用する施設〉

区分	施設名	所在地
災害対策本部 (代替場所)	町役場 2 階「別棟会議室」 (押原公園管理棟)	昭和町押越 542-2 (昭和町押越 1500-1)
現地災害対策本部 (山梨県 災害対策本部)	町役場 2 階「委員会室」	昭和町押越 542-2
記者会見場	町役場 2 階「議場」	昭和町押越 542-2
自衛隊受入場所	図書館北側駐車場 (補完：常永ゆめ広場)	昭和町押越 593-1 (昭和町上河東 1320)
自衛隊宿泊予定施設	押原小学校体育館 押原小学校図書館	昭和町押越 885 昭和町押越 885
臨時ヘリポート (緊急離発 着上)	押原中学校グラウンド (自衛隊連絡用) 押原公園 (物資輸送用)	昭和町押越 452-1 昭和町押越 1500-1
ヘリコプター主要発着場	押原小学校グラウンド 西条小学校グラウンド 押原中学校グラウンド 甲府昭和高校グラウンド	昭和町押越 885 昭和町西条 2222 昭和町押越 452-1 昭和町西条 30000
消防応援隊集結地	押原小学校グラウンド	昭和町押越 885
応援隊受入場所	釜無公園管理棟	昭和町築地新居 1627-1
医療救護所	総合会館保健センター	昭和町押越 616
給水場所 (耐震性貯水槽設 置場所)	押原公園 常永小学校 西条小学校	昭和町押越 1500-1 昭和町河西 15-1 昭和町西条 2222
地域内輸送拠点 (救援物資 集積場)	総合体育館	昭和町押越 1001
災害廃棄物一次仮置場	釜無工業団地公園運動場 沖田公園 神屋公園 総合体育館駐車場 阿原 1 号公園 西条北河原公園	昭和町築地新居 1627-1 昭和町清水新居 1702 昭和町西条 143 昭和町押越 1001 昭和町紙漉阿原 2497 昭和町西条 5396
応急仮設住宅建設予定場所	押原公園芝生広場 常永ゆめ広場	昭和町押越 1500-1 昭和町上河東 1320
遺体収容 (安置所) 予定施設	セレモニーホール	
災害ボランティアセンター	地域福祉センター	昭和町押越 955-1

第4 災害対策本部解散後の体制

災害対策本部解散後に、引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害対策班を組織して、対応にあたる。

指揮は副町長が行い、企画財政課が事務局として調整にあたる。

第2節 職員配備計画

災害の規模等に応じた適切な人員を配置し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する。

第1 職員の配備

職員の配備は、検討会議を開催し決定する。検討会議は、原則として、各時点で配備されている課の課長（班長）以上の職員で構成する。

職員の配備体制は、次の配備基準による。

体制	配備基準	活動内容	配備要員	備考
第1配備	1 次の気象情報が発表され、町長が必要と認めたとき (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 (3)強風注意報 (4)竜巻注意情報 2 災害の発生が予想されるとき 3 富士山に噴火警報（居住地域）又は降灰予報が発表されたとき 4 大規模事故が発生し情報収集等の対応が必要なとき 5 その他町長が配備を指示したとき	情報収集等を行うとともに、今後の配備拡大に備える体制	企画財政班長 建設班長 企画財政班員（2名） 建設班員（2名）	警戒体制 ※通常の体制で対応
第2配備	1 次の気象情報が発表され、町長が必要と認めたとき (1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)暴風警報 2 釜無川の水位が避難判断水位に達する恐れがあるとき （参考：船山橋：避難判断水位 2.00m） 3 浸水等の局地的な被害が発生したとき 4 大規模事故が発生し各課の対応が必要なとき 5 その他町長が配備を指示したとき	災害情報の収集、施設の応急措置、住民の避難等に対応する体制	上記のほか、 下水道班長 環境経済班長 都市計画班長 学校教育班長 社会施設班長 企画財政班員、建設班員、下水道班員（各2名以上） その他必要に応じ本部長が指示した要員	本部体制 ※状況に応じて、災害対策本部を設置
第3配備	1 釜無川の水位が氾濫危険水位を超えることが確実となったとき （参考：船山橋：氾濫危険水位 2.20m） 2 大規模災害が発生したとき 3 その他町長が配備を指示したとき	全庁で災害対策を実施する体制	全職員	

（備考）大雪時の配備体制については、「第27節 雪害対策計画」で定める。

第2 職員への伝達及び配備

職員への伝達及び配備は、次により行う。

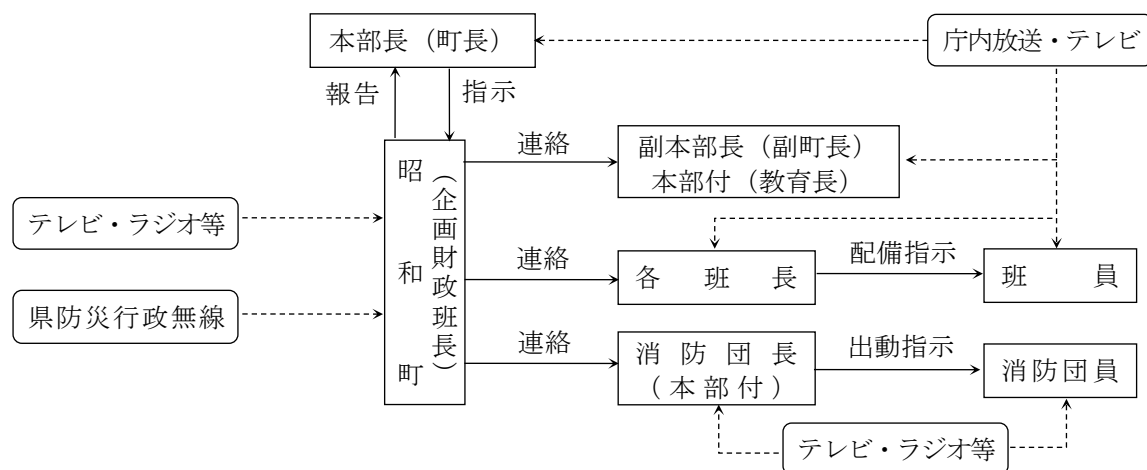
1 勤務時間内における伝達及び配備

気象情報等の通知を受け、災害発生が予想された場合は、第1の「職員の配備基準」に基づく配置とし、配備の指示により該当職員は、速やかに所定の場所へ配備につく。

なお、急激な増水や突発的な事故等が発生し、本部長（町長）が当該配備基準と異なった配備

体制を指示した場合は、企画財政班長は、直ちに各班長に当該配備体制を緊急連絡するとともに、庁内放送、電話等により周知を図る。

また、消防団長（本部付）に対しても直ちに連絡し、状況に応じ消防団員の出場を要請する。配備該当職員以外の職員は、気象情報や町本部の活動状況の推移等に留意しつつ、緊急招集に備える。



〈勤務時間内における緊急招集系統〉

2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

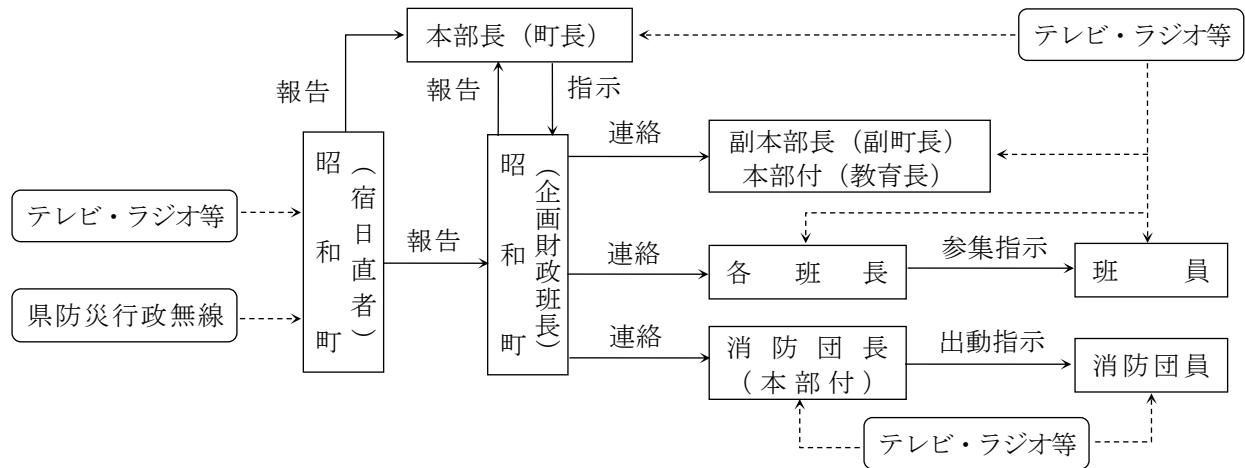
勤務時間外等においても、第1の「職員の配備基準」に基づく配備とし、配備の指示により該当職員は、速やかに所定の場所へ配備につく。

なお、突発的な事故等が発生した場合は、次により伝達及び配備を行う。

- (1) 宿日直者は、突発的な事故等の発生連絡があった場合は、直ちに企画財政班長（企画財政課長）に報告する。
- (2) 企画財政班長は、宿日直者から報告を受けた場合は、直ちに本部長（町長）に報告し、本部長の指示を副本部長（副町長）、本部付（教育長）及び各班長に連絡する。

また、企画財政班長は、消防団長（本部付）に対しても直ちに連絡し、状況に応じ消防団員の出場を要請する。

- (3) 各班長は、直ちに緊急連絡網により配備該当職員に町役場等への参集を指示する。
- (4) その他の職員は、テレビの気象情報等に注意し、緊急参集命令に備える。



〈勤務時間外における緊急連絡系統〉

3 班員の配置・報告

(1) 各班長は、配備体制の指示を受けたときは、直ちに災害の状況に応じて、次の措置を講じる。

〈各班長が行う応急措置〉

- ア 所属班員の掌握
- イ 参集班員の所定の配備場所への配置状況の掌握
- ウ 掌握事項に関する企画財政班長への報告
- エ 高次の配備体制の指示に応じるために必要な事前措置
- オ その他必要な応急措置

(2) 総務班長は職員の参集状況を取りまとめ、本部長に報告する。

第3節 応援・協力等の要請・受入れ計画

地震編第2章第3節「応援・協力等の要請・受入れ計画」を準用する。

第4節 災害情報の収集・伝達、広報計画

担	町	企画財政班、町民窓口班、福祉班、各班
当	関係機関等	甲府地方気象台、田富郵便局

第1 災害情報等の収集・伝達（企画財政班）

1 防災気象情報等の受理・伝達

気象業務法に基づく警報・注意報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、昭和町に発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

〈特別警報・警報・注意報の概要〉

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

〈特別警報・警報・注意報の種類と概要〉

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。

風水害等編 第3章 災害応急対策計画
第4節 災害情報の収集・伝達、広報計画

なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

〈警報の危険度分布等の概要〉

種類	概要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

	・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県中・西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」という言葉を用いて解説する情報。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

(6) 記録的短時間大雨情報

山梨県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量、山梨県では100mm）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、「危険度分布」の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を「危険度分布」で確認する必要がある。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、山梨県中・西部で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が山梨県中・

西部で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

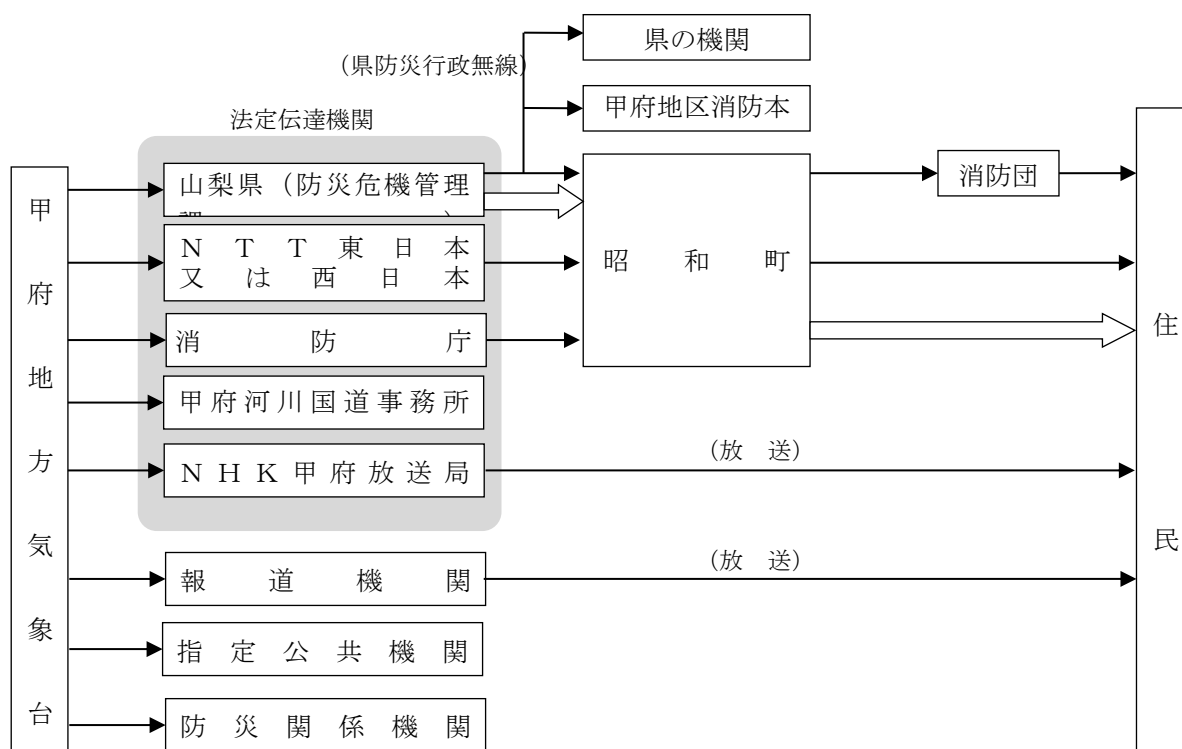
(8) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて昭和町や甲府地区消防本部に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報及び強風注意報の基準を用いる。

(9) 地象予報・警報

甲府地方気象台が発表する地象予報・警報及びその基準については、本章「火山噴火対策計画」を参照のこと。



(注1) すべての注意報、警報は全機関（NTT 東日本又は西日本は、警報のみ）に伝達。

(注2) ≡➡は、特別警報発表時に、通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。

(注3) 甲府地方気象台から法定伝達機関への伝達はオンラインによる。

(注4) 甲府地方気象台から報道機関、指定公共機関、防災関係機関への伝達はインターネット版防災

〈伝達経路〉

2 洪水予報

甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同発表する。伝達経路等については、本編第4章「水防計画」による。

〈洪水予報の内容〉

洪水予報指定区間	富士川（釜無川を含む。） 韮崎市の武田橋から海まで
洪水予報の種類	氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報

3 火災警報

町長は、空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、火災警報を発令する。

4 警報等の伝達

(1) 町職員への伝達

警報等の周知にあたっては、本庁内は庁内放送によって、その他の施設及び機関については電話を使用して行う。

(2) 住民その他関係団体

住民、関係団体等に対しても、次の方法により速やかに警報等を伝達し、被害発生の防止に努める。

なお、特別警報が発表された場合、町には「住民への周知の措置の実施」が義務付けられた。これを受け、あらゆる手段を用いて「命を守る」ための行動について重点的に広報するとともに、迅速な避難指示等を実施する。

- ア サイレン又は警鐘
- イ 町防災行政無線
- ウ 町防災行政無線メール
- エ 緊急速報メール
- オ 町公式 SNS
- カ 自治会等への連絡
- キ 広報車
- ク 町ホームページ
- ケ Lアラート
- コ その他

5 異常現象発見時の通報、伝達

(1) 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた町長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

(2) 消防機関等への通報殺到時の措置

火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したことを覚知したときは、町長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

(3) 通報を要する異常現象

区分	主な異常現象
気象関係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
火山関係	噴煙(噴煙の出現、増加又は減少、色の変化)、火口付近の状態(火口の出現、噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄等の昇華物の顕著な付着、硫黄溶解、地割れの出現、火口底の地形変化)、地熱地帯の状態(地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ)、鳴動(異常音の発生)、火山性地震(有感地震の発生)、温泉、湧水(新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度の変化)、河川、湖沼、井戸等の異常(変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動)、その他(火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体等)

第2 被害状況等の報告

地震編第3章第4節「災害情報の収集・伝達、広報計画」を準用する。

第3 災害広報

地震編第3章第4節「災害情報の収集・伝達、広報計画」を準用する。

第5節 通信の確保

地震編第3章第5節「通信の確保」を準用する。

第6節 消火・救急・救助対策計画

地震編第3章第6節「消火・救急・救助対策計画」を準用する。

第7節 緊急輸送対策計画

地震編第3章第7節「緊急輸送対策計画」を準用する。

第8節 交通対策計画

地震編第3章第8節「交通対策計画」を準用する。

第9節 災害救助法による救助計画

地震編第3章第9節「災害救助法による救助計画」を準用する。

第10節 避難対策計画

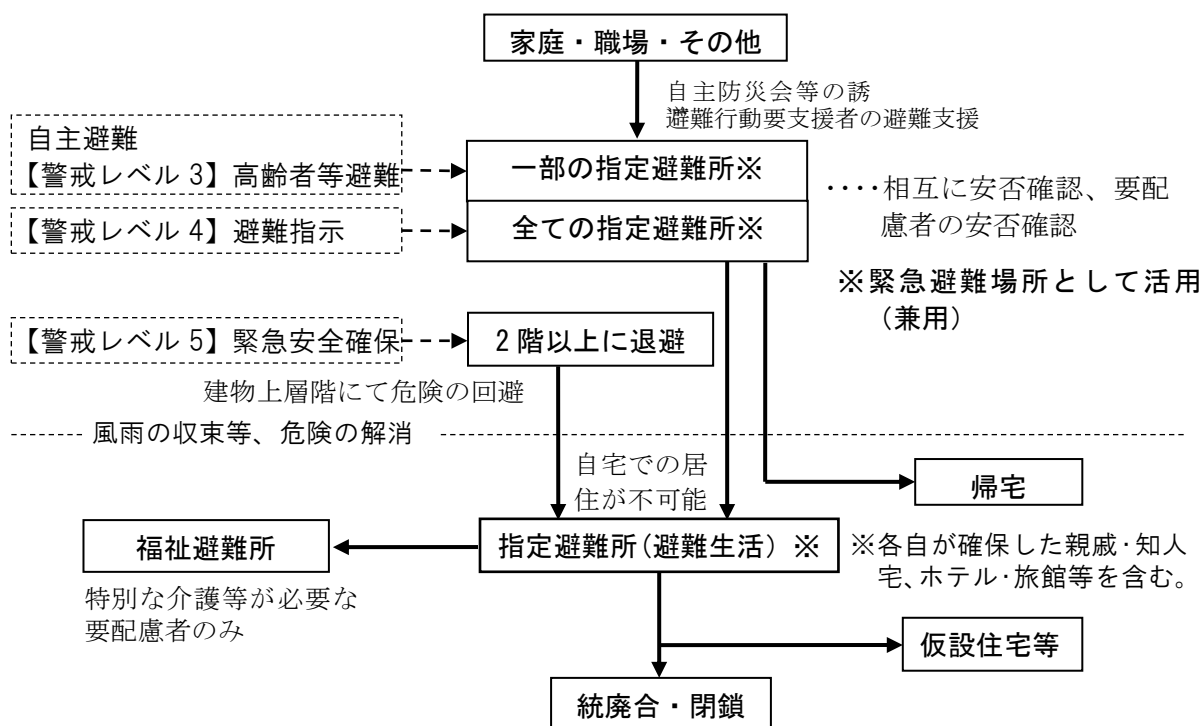
災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民に危険が急迫している場合には、直ちに避難のための立退きを指示し、地域住民の生命又は身体を災害から保護する。

担	町	企画財政班、町民窓口班、建設班、学校教育班、社会施設班、消防班
当	関係機関等	南甲府警察署、甲府地区消防本部

第1 避難の基本

風水害時の避難の基本は、次のとおりとする。

- (1) 台風の接近等により危険が想定される場合は、時間的余裕をもって、自主避難の呼びかけ又は避難準備・高齢者等避難開始を発令する。その場合は、一部の指定避難所（緊急避難場所として活用）を開放する。
 - (2) 河川の氾濫、浸水等の危険がある場合は、防災気象情報等に基づき、住民に対して、避難指示を発令する。その場合は、全ての指定避難所（緊急避難場所として活用）を開設する。
 - (3) 風雨等が収まり浸水等の危険が解消した場合は、指定避難所を閉鎖する。避難者は帰宅の措置をとる。
 - (4) 住家が被災し居住できない場合は、居住可能な指定避難所で避難者を受け入れる。
 - (5) 指定避難所で避難生活が困難な要配慮者は、福祉避難所を開設し受け入れる。
- ※感染症が流行している場合は、指定避難所以外の施設の活用を検討する。



第2 自主避難（企画財政班）

町は、台風の接近等により危険が想定される場合は、日没前の時間帯での避難が可能なように指定避難所（指定緊急避難場所として活用）への事前避難を呼びかける。

第3 避難指示等（企画財政班）

1 避難の実施責任者

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。

また、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

〈避難指示等の発令権者及び要件〉

発令権者	要件	根拠法令
町長	(1) 避難指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
	(2) 緊急安全確保措置：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要するとき	災害対策基本法第60条第3項
知事	(1) 災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第5項
警察官	(1) 町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき	災害対策基本法第61条
	(2) 町長から要求があったとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	(3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
水防管理者	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

2 避難指示等の発令

(1) 警戒レベルと住民がとるべき行動

避難指示等を発令する際には、住民がとるべき行動を下記の一覧表のとおり5段階に分け、「住民に行動を促す情報」と「住民がとるべき行動」の対応を明確にし、「警戒レベル」の段階に応じて住民がとるべき行動が直感的に理解しやすいように伝達を行う。

風水害等編 第3章 災害応急対策計画
第10節 避難対策計画

〈警戒レベル、住民に行動を促す情報、住民がとるべき行動〉

警戒レベル	住民に行動を促す情報	住民がとるべき行動	発表者 発令者
警戒レベル1	・早期注意情報（警報級の可能性）	災害への心構えを高める。	気象庁
警戒レベル2	・大雨注意報 ・洪水注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。	
警戒レベル3	・高齢者等避難	高齢者等避難に時間を要する者は避難を開始する。 その他の者は避難の準備を整える。	町長
警戒レベル4	・避難指示	災害が発生するおそれが極めて高い状況となっているため、速やかに避難先へ避難をする。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。	
警戒レベル5	・緊急安全確保	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	

（注）上記の情報は状況に応じ、警戒レベル1～5の順番で発表、発令するとは限らない。

（2）避難情報の種類と発令基準

避難情報の種類と発令の基準は次のとおりとする。

〈避難の種類及び発令基準〉

種類		発令時の状況	基準
警戒レベル3	高齢者等避難	避難行動に時間を要する者（高齢者、障害者、乳幼児）とその支援者は避難行動を開始しなければならない状況	ア 釜無川の水位（船山橋観測所）が氾濫注意水位を超えた状態で、釜無川流域で大雨警報（浸水害）が発表され、かつ上流域における予想雨量や実況雨量から引き続き水位の上昇が見込まれる場合。 イ 釜無川の水位（船山橋観測所）が避難判断水位に達し、かつ上流域における予想雨量や実況雨量から引き続き水位の上昇が見込まれる場合。
			※このほか、予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合や、台風等が夜間から明け方に接近、または通過し、多量の降雨が予想される場合で町長が必要と認めた場合に発令する。
警戒レベル4	避難指示	通常の避難行動が出来る者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が高まった状況	ア 釜無川の水位（船山橋観測所）が氾濫危険水位に達した場合。 イ 釜無川の水位（船山橋観測所）が避難判断水位を超えた状態で、かつ上流域における予想雨量や実況雨量から急激な水位の上昇による氾濫のおそれが見込まれている場合。
			※このほか、予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合や、台風等が夜間から明け方に接近、または通過し、多量の降雨が予想される場合で町長が必要と認めた場合に発令する。

警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生している状況	ア 決壊や越・溢水が発生した場合 (水防団等からの報告により把握できた場合)
--------	--------	---------------	---

※判断基準の詳細は資料編に掲載。

※ 火災の拡大、危険物質等の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるときにも『避難指示』を発令する。

3 避難指示等の内容

町は、次の内容を明示して避難指示等を行う。

〈避難指示等の明示内容〉

ア 警戒レベル情報	イ 避難情報の種別	ウ 避難対象地域
エ 避難先	オ 避難指示等の理由	
カ 避難経路	キ その他必要な事項	

4 避難指示等の伝達方法

町は、次の伝達方法により、住民等に対して避難先、避難時の心得等の周知徹底を図る。この際、地区の自主防災会等と緊密に連携をとって、避難区域の住民への周知の徹底に努める。

〈避難指示等の伝達方法〉

ア 町防災行政無線	イ 町防災行政無線メール	ウ 町ホームページ
エ Lアラート	オ 緊急速報メール	カ 町公式 SNS
キ 自治会等への連絡	ク 広報車	ケ その他

5 関係機関等への連絡

避難指示等を行った場合には、関係機関に通知又は連絡する。

(1) 知事への報告

避難指示等を行った場合には、知事に報告する。

(2) 警察、消防機関等への連絡

住民への伝達の協力とともに、避難住民の誘導、整理等についても協力を求める。

(3) 施設管理者等への連絡

指定避難所として指定している学校等の施設管理者等に対し、速やかに連絡し開設準備等を求める。

(4) 近隣市への連絡

災害の状況により、避難者が近隣市へ避難する場合もあるため、近隣市にその旨を連絡し、協力を求める。

6 広域一時滞在

被災者を町以外へ避難させる必要がある場合、あるいは他市町村の広域一時滞在を受け入れる場合は、第3節に基づき対応する。

第4 避難誘導

1 避難方法

避難誘導は、原則として、自主防災会又は各地区が行うこととする。

洪水等による高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保が伝達された場合は、浸水を考慮して指定避難所の2階以上に避難する。

また、要配慮者の所在、援護の要否等の把握に努め、要配慮者を安全かつ適切に避難誘導する等の安全を確保し、地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

2 避難終了後の確認措置

- (1) 避難指示等を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、立退きの遅れた者等の有無の確認に努め、救出等の措置をとる。
- (2) 避難指示等に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等の必要な措置をとる。

第5 指定避難所（緊急避難場所）の開設（学校教育班・社会施設班）

1 避難者の受入れ

町は、避難指示等を発令した場合、指定避難所（緊急避難場所として活用）を開放し、避難者を受け入れる。

新型インフルエンザ感染症等が流行している場合は、収容人数を減少させる等の措置をとる。そのため、予定している収容スペース以外のスペースの利用、他の公共施設の利用、民間施設の利用要請等を行う。

なお、避難者の受け入れにあたっては、町民のみならず避難した者を全て受け入れる。

2 物資等の供給

事前避難における食料、飲料水等は、避難者自らが持参することを原則とする。町は、避難情報の伝達の際に、食料、飲料水等の携行を周知する。

ただし、緊急避難等により、持参できなかった避難者には、備蓄物資を供給する。

以下、地震編第3章第10節「避難対策計画」を準用する。

第11節 医療対策計画

地震編第3章第11節「医療対策計画」を準用する。

第12節 防疫対策計画

地震編第3章第12節「防疫対策計画」を準用する。

第13節 飲料水供給対策計画

地震編第3章第13節「飲料水供給対策計画」を準用する。

第14節 食料供給対策計画

地震編第3章第14節「食料供給対策計画」を準用する。

第15節 生活物資供給対策計画

地震編第3章第15節「生活物資供給対策計画」を準用する。

第16節 応急教育対策計画

地震編第3章第16節「応急教育対策計画」を準用する。

第17節 廃棄物処理対策計画

地震編第3章第17節「廃棄物処理対策計画」を準用する。

第18節 建築物応急対策計画

地震編第3章第18節「建築物応急対策計画」を準用する。

第19節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画

地震編第3章第19節「遺体の搜索、処理及び埋葬計画」を準用する。

第20節 障害物除去計画

地震編第3章第20節「障害物除去計画」を準用する。

第21節 生活関連事業等の応急対策計画

地震編第3章第21節「生活関連事業等の応急対策計画」を準用する。

第22節 民生安定事業計画

地震編第3章第22節「民生安定事業計画」を準用する。

第23節 災害ボランティア支援計画

地震編第3章第23節「災害ボランティア支援計画」を準用する。

第24節 要配慮者支援対策計画

地震編第3章第24節「要配慮者支援対策計画」を準用する。

第 2 5 節 帰宅困難者対策計画

地震編第 3 章第 25 節「帰宅困難者対策計画」を準用する。

第26節 火山噴火対策計画

担	町	企画財政班、環境経済班、建設班、各班
当	関係機関等	甲府地方気象台

第1 基本方針

富士山が噴火した場合、町域においては、噴石、火砕流等が到達する可能性は非常に低いため、噴火警報等に対応した事前避難等は必要ないと考えられる。しかし、風向きによっては、降灰により道路交通や住民生活への障害、農作物等への影響が予想される。また、山麓の地域では、長期間にわたって広域避難を行うことが予想されるため、本町においても避難者の受入体制を整える必要がある。

以上のような背景から、火山噴火対策計画を策定するものである。

第2 情報の収集・伝達（企画財政班）

町は、富士山噴火に関する情報を収集し、必要に応じて、町内各施設、住民等に伝達する。

1 火山情報等の収集・伝達

富士山噴火に関して発表される情報は、次のとおりである。

なお、各噴火警戒レベルにおける規制範囲は、本町には存在しない。

(1) 噴火警報・予報等

火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。

〈噴火警戒レベル〉

予報警報	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。

〈富士山の噴火警戒レベル〉

予報警報	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。一部の地域では住民の避難が必要。
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 一部の地域では住民の避難が必要。 観光客等は帰宅。
	火口周辺	2 (火口周辺規制) ※	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動に高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて登山者は下山。
			火山活動は静穏。	住民は通常の生活。

※レベル2は火山活動が活発化する過程では使用しない。

(2) 降灰予報

噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火等、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生からおおむね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。

〈降灰予報〉

種類	内容
降灰予報（定時）	噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先（3時間区切り）までに噴火が発生した場合の降灰範囲、小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的（3時間ごと）に発表する。
降灰予報（速報）	噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布、小さな噴石の落下範囲を噴火後5～10分程度で速やかに発表する。
降灰予報（詳細）	噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布、降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を噴火後20～30分程度で発表する。

(3) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(4) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数等、火山活動の状況を知らせる場合に発表する。

(5) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

(6) 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で定期的に、又は必要に応じ作成し発表する。

(7) 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(8) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

2 被害情報等の収集

町は、降灰の状況及び影響についての情報収集を行う。

第3 降灰対策（企画財政班・環境経済班・建設班）

1 降灰情報の広報（企画財政班）

気象庁が山梨県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは町内に降灰があったときは、町は、降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、住民等へ周知する。

2 除灰（環境経済班・建設班）

(1) 道路の除灰

町は、ロードスweeper等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握し、建設事業者に道路上の火山灰の除去を要請する。

(2) 民有地の除灰

民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とする。

(3) 灰の処理

各家庭から排出された灰の回収は、町が実施する。

また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施する。

町は、清掃、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用、処分等について検討を行う。

第4 広域避難の受入れ（各班）

1 避難者受入れに関する調整

町は、県、他市町村から広域避難の要請を受けた場合は、支援本部を設置し、県が定める受入方針と調整を図り、受入方法等を決定する。

なお、受入れの基準は、災害救助法の規定による。

2 避難施設の確保

町は、避難者受入れのため、次のような施設を確保する。

- (1) 短期的な避難が見込まれる場合は、町の公共施設を提供する。
- (2) 長期的な避難が見込まれる場合は、町営住宅、民間賃貸住宅等を斡旋する。

3 避難者への支援

町は、状況に応じて受入れ市町村の職員と連携して、避難者に対し次の支援を行う。

〈避難者への支援〉

ア 避難者の把握	イ 避難施設の管理	ウ 食料の供給
エ 生活必需品の供給	オ ボランティア等への対応	カ 広報・報道対応
キ 要配慮者の支援	ク 健康管理	

第27節 雪害対策計画

町は、降積雪による道路の途絶、家屋の倒壊等の被害を未然に防止するとともに、雪害から住民生活の安全性の確保を図る。

担当	町	企画財政班、総務班、環境経済班、下水道班、建設班、福祉班、いきいき健康班、社会施設班、学校教育班
	関係機関等	昭和町建設安全協議会、昭和町消防団、民生児童委員

第1 職員の配備体制

1 配備体制の種類と基準

体制	配備基準	活動内容	配備要員	備考
第1 配備	1 大雪注意報又は、風雪注意報が発表され、パトロールの結果、積雪10cmに達し、さらに降雪のおそれがあり、車両等通行に支障がある と予想されるとき	気象情報の収集及び住民等への注意喚起等を行う体制	建設班長（班員1名） 総務班1名 企画財政班員1名	警戒態勢 ※通常の体制で対応
第2 配備	1 大雪警報又は暴風雪警報が発表されたとき 2 前日から小中学校の休校、保育園の休園を決定する状況となった時 3 強い降雪により、除雪作業ができない状態となり、これが相当時間続くと見込まれるとき 4 積雪により通行止めが発生したとき	気象情報の収集及び住民等への注意喚起、道路の除雪等を行う体制	上記のほか 企画財政班長・総務班長・環境経済班長・下水道班長・福祉班長・いきいき健康班長・社会施設班長・学校教育班長 企画財政班・総務班・建設班・環境経済班・下水道班・福祉班・いきいき健康班・社会施設班・学校教育班の各班員1名以上 その他必要に応じ本部長が支持した要員	本部体制 ※状況に応じて、災害対策本部を設置
第3 配備	1 大雪警報又は暴風雪警報が発表され、積雪量が50cmを大きく超え、さらに積雪が見込まれ、大規模な雪害（豪雪）が発生するおそれがあり、その対策が必要なとき 2 気象等に関する特別警報（大雪・暴風雪）が発表されたとき 3 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、強い降雪により除雪作業ができない状態が2日以上続くとき 4 除雪に2日以上見込まれるとき	全庁で災害対策を実施する体制	全職員	

（備考）災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。

2 警報・注意報発表基準

特別警報	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 指標：「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風と同程度の風速が予想される場合に、特別警報を発表する。	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 指標：府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、特別警報を発表する。	
警 報	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm
注 意 報	風 雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm

3 配備体制の伝達系統

配備体制が決定し、災害対策本部に対する招集（動員）を行う場合の伝達は、第3章第2節第2（職員への伝達及び配備）により実施するが、勤務時間外等における伝達を円滑にするため、各班においては予め連絡網等を作成し、連絡体制の周知徹底を図る。

4 配備体制時の参集

(1) 非常配備体制の参集方法

配備体制の伝達系統により動員された場合には、次のとおり参集する。

ア 自動車での参集自粛

勤務時間外に動員の支持を受け、所属に参集する場合には、所属長の特別な指示がない限り、できるだけ自動車での参集を自粛すること。

イ 自動車での乗り合いによる参集

参集時期が降雪の初期的段階で、やむを得ず自動車で参集する場合には、近隣に居住する職員との相互連絡により、乗り合いにより参集する。

(2) 積雪により所属に参集できない場合

勤務時間外に動員の指示を受けた場合には所属する課に参集するが、積雪等により参集できない場合には、その旨を所属長に報告する。

5 職員の体制

職員は出勤時に非常配備体制の招集がない場合において、テレビ・ラジオ等から大雪・暴風雪等が予想される気象情報を得た場合には、大雪又は豪雪応急対策としてできる限り活動可能な服装・装備で出勤すること。

第2 幹線道路の確保（建設班）

1 除雪体制

国道、県道、町道の各道路管理者は幹線道路の除雪を行い、交通確保のための体制を整える。

2 除雪区分

町内の積雪災害を防除するため、幹線道路の除雪を行い、幹線道路以外の道路についても、車両の交通、消防等の活動に支障が生じないように除雪を行う。

また、消防関係機関と連携をして消火栓・防火水槽の埋没等を防ぎ、施設の把握に努める。

第3 降雪時及び融雪時の警戒（企画財政班・福祉班）

降雪及び融雪によって災害の発生が予想される場合には、関係機関による警戒を実施し、相互に綿密な連絡を取りながら災害の防止に努め、状況により、当該地域に対する消防団等の警戒を強化し、関係者に必要な警告を行うとともに、防災関係機関は相互に連絡の上、迅速な出動態勢を整える。

高齢者、障がい者等の要配慮者に対し民生委員等による安否確認の実施を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の自宅及び生活道路等の除雪にあたっては、地域の連帯、相互扶助による組織的な取り組みが実施されるよう啓発する。

また、被害状況調査担当職員は区長と連携を図り、被害に関する情報の収集に努める。

第4 降雪時及び融雪時の広報（企画財政班）

町は、降雪量、道路、交通や被害等の状況を把握するとともに、国、県、道路管理者、防災関係機関等からの正確な一元化した情報収集を図り、正しい情報に基づき、適時適切な情報を住民及び関係機関へ伝達する。

積雪による建築物、カーポート等の倒壊を防止するために、屋根の雪降ろしをするよう住民に呼びかける。情報等は、町防災行政無線、町防災行政無線メール、町公式 SNS、自治会等への連絡、広報車、町ホームページ等あらゆる方法で伝達する。

第5 除雪用資機材等の整備（建設班・企画財政班）

雪害防止及び雪害軽減等のために必要な資機材等について計画的な整備を行う。

また、除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立しておく。

住民に対しても、他の災害と同様に資機材（ラジオ、灯油、スコップ等）や非常用食糧の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第6 除雪作業の開始（建設班）

それぞれの除雪担当機関においては、次のいずれかに掲げる事態が発生した場合に除雪作業を開始する。

- (1) 積雪がおおむね 10 cm に達し、さらに降雪のおそれがあると見込まれるとき。
- (2) 風等により吹溜りが生じ、車両の通行が不可能又は困難になったとき。
- (3) 積雪多量で車両の通行に多大の支障を生じたとき。

住民に対して、住宅周辺や通学路等の自主的な除雪について、町防災行政無線等により呼びかける。

なお、大規模降雪時（積雪がおおむね 50 cm 以上）に地域で行う除雪作業に対して、個人が所有する除雪機械等を使用して作業を行った場合に、「昭和町除雪対策事業補助金交付要綱」に基づき除雪

機械等の使用料及び燃料費の補助を行う。

第7 堆積雪の排除（建設班）

機械除雪等により、道路両端に排除した堆積雪の搬出は、原則として幹線道路の交差点等で障害となるところを道路管理者において排除し、それ以外のところは地域住民の協力を得て行う。

路上駐車及び道路への雪捨ては交通確保上重要な問題となるので、国・県・町道の特に沿道の住民に対して広報車等により、周知及び指導又は協力を求める。

除雪場所によっては排雪作業が必要になるので、あらかじめ適当な雪捨て場を選定する。

なお、雪捨て場の選定にあたっては事前に関係機関と十分協議を行うこととする。

第8 農作物対策（環境経済班）

町は、農業者に対し、次の事項の周知を行う

1 野菜について

- (1) ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過している物はさらに弱いので、丸太等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。
- (2) ビニールハウスは、積雪 20 cm 以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具の設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。
- (3) 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウス及びトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。
- (4) 露地野菜も降雪による当該を受けやすいので、できる限り除雪及び融雪に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等によって発育の回復を早めるようにする。

2 果樹について

- (1) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝を揺さぶり、雪を落とす。
- (2) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷等を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋まった幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって冷害を受けるので注意する。
- (3) 融雪期間が長くなると、湿害が起こりやすいので溝を掘って配水を良くする。
- (4) 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

第9 施設管理（施設を所管する班）

1 利用者等の安全確保に伴う除雪体制

施設責任者は、降雪による被害状況により、具体的な除雪方法について決定し、災害時に対応するために除雪を行う。

2 点検と被害状況の確認

(1) 調査体制

施設管理者は、降雪に伴う施設の被害状況や異常の有無を点検・確認する。

(2) 調査事項と内容

調査事項	内容
建物	雪の重み及び落雪による建物被害状況の確認
敷地内通路	通路の除雪状況、建物避難口から屋外に至る周辺の積雪状況、敷地内通路に隣接する建物の雪庇・つららの確認
出入口付近	出入口上部の雪庇・つららの確認
燃焼機器の排気筒周辺	ストーブ、ボイラー等の吸排気筒周辺の積雪状況の確認
危険物施設周辺	燃料注入口周辺、タンク周辺の積雪状況、消火器具周辺の影響
看板類	降雪及び落雪で看板類が不安定な状況になる危険性がないか確認

3 各施設の閉館（開館）判断

施設責任者は、各施設の管理者等と次の事項を確認し、協議のうえ、閉館（開館）の判断をする。

- (1) 各施設における降雪及び積雪による影響度を把握する。
- (2) 駐車場、敷地内通路、周辺道路等の交通不能状況を把握する。
- (3) 利用者、利用予定者等を抽出し、閉館措置を連絡できる体制を把握する。
- (4) 公共交通機関の運行状況について把握する。
- (5) 前記(1)から(4)までを総合的に検討し、閉館（開館）の判断を行う。

4 施設利用者等への連絡体制

(1) 口頭による連絡

開館時間帯において閉館の判断をした場合は、すでに施設を利用している者に口頭でその旨を説明する。

(2) 電話等による連絡

利用予約等で施設を利用しようとするものがあらかじめ判明している者に対しては閉館の判断後、速やかにその旨を連絡する。

第10 文教対策（学校教育班・社会施設班）

町内の保育園、小学校、中学校においては、幼児及び児童生徒の生命及び身体の安全確保に万全を期すとともに、文化財に対する雪害の防止に努める。

学校等の長は、緊急時に消防車・救急車等が施設内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。

また、天候の急変に際して町教育委員会と密接な連絡の上、始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

文化財については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）又は文化財保護条例等により、その

重要なものを指定・登録し、保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要となるため、所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその状況を把握するように努める。

第11 被害状況等の調査（企画財政班）

町は、被害状況調査担当職員は区長と連携を図り、迅速かつ正確に担当地区内の被害状況を収集把握するように努める。

第28節 大規模事故対策計画

担 当	町	各班
	関係機関等	南甲府警察署、甲府地区消防本部、危険物施設管理者、東海旅客鉄道株式会社

第1 危険物等事故対策

1 火薬類

(1) 火薬類管理者等の措置

- ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときはこれを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。
- イ 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等安全上の措置を講ずる。
- ウ 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。
- エ 運搬中、火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官に通報する。

(2) 町の措置

- ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、施設関係者、南消防署及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに、付近住民に対し避難指示等を行う。
- イ 火災の状況、災害の規模によって消火用薬剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。

2 高圧ガス

(1) 製造者等の措置

- ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止する等、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- イ 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察、荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。
- エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

3 危険物

(1) 危険物施設管理者等の措置

- ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。

- イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。
- ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。
- エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(2) 町の措置

- ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、施設関係者、南消防署及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに、付近住民に対し避難指示等を行う。
- イ 火災の状況、災害の規模によって消火用薬剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。
- ウ 山梨県内の高速道路等における危険物運搬車両の事故防止等については、「山梨県高速自動車国道等における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」による連絡体制の強化を図るとともに、事故等の発生した場合に迅速かつ効果的に現場処理対策の確立を図る。

4 毒物劇物

(1) 毒物劇物管理者等の措置

毒物劇物管理者等は、甲府保健所、南甲府警察署、南消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

- ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。
- イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。
- ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。
- エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

(2) 町の措置

- ア 流出等のおそれがあると認められる場合は、施設関係者及び防災関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに付近住民に対し、避難指示等を行う。
- イ 環境汚染の原因となる毒物・劇物を使用する工場等が災害により被災し、人命の危険又は健康に影響を及ぼすおそれが生じたときは、防災関係機関と密接な連絡の下に、工場排水処理施設等の復旧に対する指導を迅速かつ確実に実施するとともに、汚染地区の調査を速やかに実施してその事後対策を講ずる。

5 放射性物質

(1) 放射性物質管理者等の措置

放射性物質の管理者等は、南甲府警察署、南消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

- ア 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難するよう警告する。
- イ 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し医療施設へ収容する。
- ウ 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除

去等の措置を講じる。

エ 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立入りを禁止する。

オ 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

(2) 町の措置

ア 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難指示等を行う。

イ 防災関係機関と連携して、外出の自粛等の広報を実施する。

第2 交通災害対策

1 方針

町域において、航空機の墜落・炎上、列車の脱線・転覆、自動車の多重衝突事故等により多くの死傷者が発生した場合は、原因者、関係機関と連携をとり、被災者の救出及び地域住民の安全を図る。

2 町の対応

(1) 情報収集・伝達体制

事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

(2) 消防活動

南消防署は、化学消防車両、化学消火薬剤等による消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救出・救護活動

南消防署は、乗客、付近住民の救出のため担架等の必要な資器材を投入し、迅速な活動にあたる。負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、医師会等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急処置を行った後、医療機関に搬送する。

また、ヘリコプターでの搬送が必要な場合は、最寄りの臨時ヘリポート予定地を提供する。

(4) 遺体の収容

町は、遺体の安置所を設置し、遺体の収容、安置を行う。

(5) 交通規制

南甲府警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。

また、その旨を交通関係者及び地域住民に広報する。町は、広報活動に協力する。

(6) 避難

町は、事故災害により影響を受ける区域の住民に対して、避難指示等を発令し、安全な地域に避難場所を開設し、収容する。

また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い場所に避難場所を開設する。

(7) 広報活動

町は、事故発生状況や地域への影響等について、広報車を活用して広報する。

(8) その他支援

町は、被災者及び救助従事者に飲料水、備蓄物資等の提供を行う。

第29節 原子力災害応急対策

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

担 当	町 関係機関等	各班

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

県は、国、静岡県から事態に対応した情報を収集し、町に連絡することになっている。

1 警戒事態発生後

静岡県内で震度6弱以上の地震が発生する等、原子力災害対策指針に規定する警戒事態が発生した場合、県は、国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、県内市町村等に連絡する。

2 施設敷地緊急事態発生後

全交流電源の喪失等の原子力災害対策指針に規定する施設敷地緊急事態が発生した場合、県は、国、静岡県から原子力発電所の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況等について情報を収集し、県内市町村等に連絡する。

3 全面緊急事態発生後

全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能等の原子力災害対策指針に規定する全面緊急事態が発生した場合、県は、国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、県内市町村等に連絡する。

第2 モニタリング

町は、県等が実施したモニタリングデータを入手する。

また、必要に応じて独自にモニタリングを行い住民に公表する。

なお、モニタリング器材は要請により県から貸与が可能である。

第3 避難者の受入れ

原子力災害により他市町村から避難者の流入があった際、町は、一時避難所を確保するとともに、町営住宅等を活用し避難者の受入れに努める。

第4 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下表の指標を踏まえて、住民等に屋内退避、

避難指示等を行うべきことの指示を行う。

万一、本町に対して原災法第15条の指示があった場合、町は、住民等に対し、情報提供を行うこととする。

なお、情報提供に当たっては、高齢者、障がい者ほか難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に十分配慮する。

また、町は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に関する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は避難指示等の措置をとる。

その場合、避難過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、適切な感染症対策に留意する。

〈屋内退避又は避難等に関する指標〉

基準の概要	初期設定値（※1）	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難、屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※2の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※3）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間内に一時移転※4を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいう。

第5 飲料水・飲食物の摂取制限

町は、県から汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置について、指示があった場合、必要な措置をとる。

同様に、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農畜産物の採取の禁止、出荷制限等についても必要な措置をとる。

第6 住民等への情報伝達活動

町は、県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をする等、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細やかな情報の伝達を行う。

第4章 水防計画

第1節 総則

第1 目的

水防計画は、水防法（以下、本章において「法」という。）第33条に基づき、町内における河川の洪水による水害を警戒、防ぎよし、それによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とするものである。

第2 水防の責任等

町は、水防管理団体として、法等の規定により管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (6) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- (7) 要配慮者利用施設から避難確保計画作成又は避難訓練結果の報告を受けたとき、必要な助言又は勧告（法第15条の3）
- (8) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (9) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (10) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (11) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (12) 警戒区域の設定（法第21条）
- (13) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (14) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (15) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (16) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (17) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (18) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (19) （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (20) （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- (21) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (22) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）

- (23) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (24) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (25) 消防事務との調整（法第 50 条）

第3 安全配慮

洪水においては、水防団員（消防団員）自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。
避難誘導や水防作業の際も、水防団員（消防団員）自身の安全は確保しなければならない。
なお、水防団員（消防団員）自身の安全確保のために配慮すべき事項は、次を参考に活動地域の状況に応じた対応をとる。

- (1) 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時にはラジオ等を携行する等、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。

第2節 町における水防組織

第1 水防管理団体の組織

1 指定水防管理団体本部所在地

昭和町押越 542 番地 2 昭和町役場 電話 055-275-2111 （代表）

2 水防本部（水防本部組織図）



3 水防本部の事務分掌

班名	班長	事務分掌
庶務班	建設課長	1 関係機関との気象状況等の情報収集、連絡に関すること。 2 水防本部員の招集に関すること。 3 公用負担に関すること。 4 水防解除に関すること。 5 水防顛末報告に関すること。 6 水防訓練に関すること。
情報連絡班	建設課管理係長	1 水位の通報に関すること。 2 決壊等の通報に関すること。 3 避難のための立退き等の伝達に関すること。
資材班	建設課建設係長	1 水防用資材の管理に関すること。 2 水防用資材の調達に関すること。
救護防疫班	いきいき健康課 健康増進係長	1 被災者の救護に関すること。 2 災害現場の防疫に関すること。
警戒班	水防副団長 (消防副団長)	1 水位の監視及び警戒に関すること。 2 出水状況及び被害発生状況の把握に関すること。 3 水防工法の実施に関すること。
作業班	水防副団長 (消防副団長)	1 水防資材・物資等の輸送に関すること。 2 交通の危険防止の補助に関すること。 3 その他水防活動に関すること。

4 災害対策本部との関係

水害が発生し、水防本部の使命の遂行が不能になり、昭和町災害対策本部が設置された場合は、直ちに水防本部は災害対策本部に統合される。

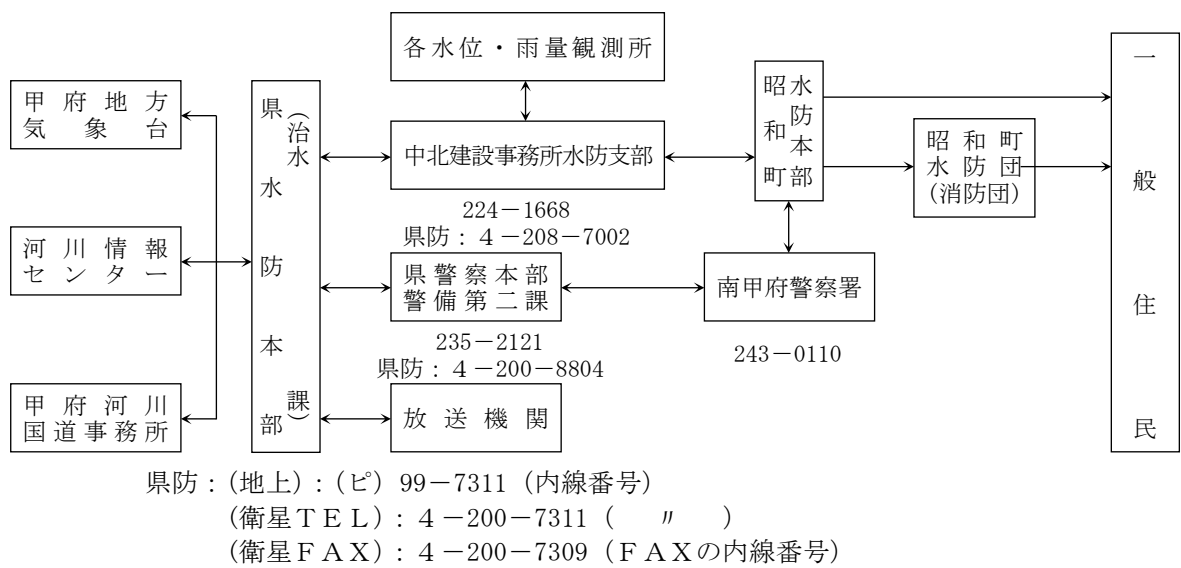
第2 気象状況の資料収集

県が通報する台風情報及びラジオ、テレビ放送による台風情報を収集し、記録する。

第3 警戒体制の報告

情報連絡班は、警戒班に危険区域の調査結果資料の提出を求めて水防本部長に報告する。その他、町の非常配備体制を準用する。

第4 連絡系統図



第3節 重要水防区域

町域内における重要水防区域は、資料編のとおりである。

第4節 予報及び警報

第1 気象庁が行う予報及び警報

町は、県等を通じて、甲府地方気象台長が通知する予報及び警報を受理する。
内容については、第3章第4節のとおりである。

第2 洪水予報河川における洪水予報

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所は、気象庁と共同で指定河川の洪水予報を県をはじめ関係機関に通知する。
町は、富士川の洪水予報について、県（中北建設事務所）を通じて通知を受理する。
洪水予報の対象となる基準地点及び基準水位は、次のとおりである。

〈洪水予報の対象となる基準地点と基準水位〉

予報区域名	河川名	基準観測所	水防団待機水位 レベル1水位	氾濫注意水位 レベル2水位	避難判断水位 レベル3水位	氾濫危険水位 レベル4水位	氾濫する可能性のある 水位計画高水位
富士川 (釜無川を含む)	富士川 (釜無川を含む)	船山橋	1.50	2.00	2.00	2.20	3.12 3.29

第3 水防警報

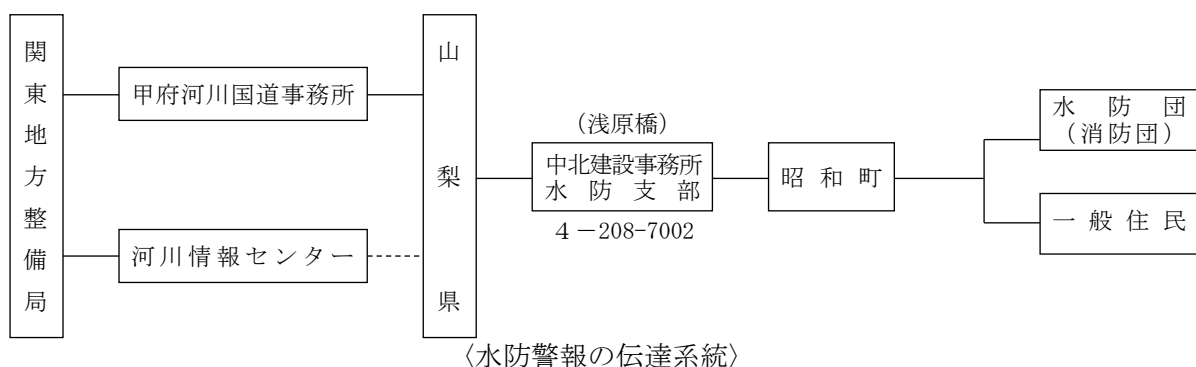
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所は、洪水により相当な損害を生じるおそれがあると認めた場合は、水防警報を発表する。

町は、県（中北建設事務所）を通じて富士川についての水防警報の通知を受理する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

〈水防警報の種類、内容及び発表基準〉

種類	内容	発表基準
1 待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
2 準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
3 出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	大雨・洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
4 指示	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	大雨・洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
5 解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		



第5節 水位の通報

第1 量水標の位置等

町は、量水観測者との間に連絡員を派遣して、絶えず水位の情報を得る。所轄河川における量水標の位置、氾濫注意水位等は、次のとおりである。

〈水位観測箇所〉

河川名	量水標位置	観測種別	連絡先	平水位	通報水位	氾濫 注意水位
釜無川	昭和町築地新居	常	中北建設事務所	0.70m	1.0m	1.80m
鎌田川	昭和町西条・押越・ 紙漉阿原	常	昭和町役場	0.36m	1.0m	1.80m

第2 通報時期

次の場合は、直ちに水防本部長に通報する。

- (1) 通報水位に達した時
- (2) 氾濫注意水位に達した時
- (3) 最高水位に達した時

第6節 水防活動

第1 水防非常配備

1 水防非常配備指令の基準

水防本部長は、次の場合に水防本部員及び水防団を非常配備につかせるための指令を発する。

- (1) 水防本部長の判断により必要と認めたとき。
- (2) 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合

2 本部員の非常配備

水防本部長の指示により、各職員は事務分担区分に従い、早急に配備につかなければならない。

3 水防団員の非常配備

水防本部長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団（消防団）を出動させ、又は出動の準備をさせる。

水防団長は、各作業班の連絡員を本部に詰めさせ、その後の状況を把握することに努める。

なお、水防団の非常配備の基準は、おおむね次のとおりである。

〈水防非常配備〉

配備区分	配備基準	配備態勢
待機	・水防に係りのある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。 ・水防警報（待機）が発令されたとき。 ・その他、町長が必要と認めたとき。	水防団の連絡員を水防管理団体の本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
準備	・河川の水位が水防団待機水位を超え、なお上昇のおそれがあるとき。 ・水防警報（準備）が発令されたとき。 ・その他、町長が必要と認めたとき。	水防団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水閘門、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
出動	・河川の水位が氾濫注意水位を超えたとき。 ・水防警報（出動）が発令されたとき。 ・その他、町長が必要と認めたとき。	水防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解除	町長が解除の指令をしたとき	

第2 報告

次の場合には、水防本部長は、中北建設事務所水防支部に報告する。

- (1) 氾濫注意水位に達し、またそれ以外の場合においても水防団及び甲府地区消防本部が出動したとき。
- (2) 危険が増して水防作業を開始したとき。
- (3) 堤防その他の異状を発見したとき。

第3 巡回及び警戒

1 平常時

水防管理者（町長）、水防団長又は消防長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後等に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

2 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、中北建設事務所長及び河川等の管理者に連絡する。

ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、「決壊・漏水等の通報及びその後の措置」を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下

- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第4 水防作業

水防団長は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域、近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

その際、水防団員は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者（町長）は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第5 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び甲府地区消防本部に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

町は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第6 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は甲府地区消防本部に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、水防団長、水防団員又は甲府地区消防本部に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は甲府地区消防本部に属する者の職権を行うことができる。

第7 避難のための立退き

知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者（町長）は、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者（町長）が指示をする場合においては、南甲府警察署長にその旨を通知する。

また、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を中北建設事務所長に速やかに報告する。

第8 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報

水防本部長は、堤防等が破堤した場合、直ちに次の防災関係機関等へ通報する。

- (1) 地域住民
- (2) 中北建設事務所水防支部長
- (3) 隣接水防管理者
- (4) 町内交番

2 決壊等後の措置

水防管理者等は、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第9 水防解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、中北建設事務所を通じて知事にその旨報告する。

第7節 水防信号

水防信号は、次のとおりとする。

〈水防信号の種類と内容〉

種 類	設 備	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	量水票の水位が氾濫注意水位に達しなお増大の恐れあることを知らせるもので水防関係者が待機し資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第2信号	水防機関に属する全員が出勤すべきことを知らせるもの	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第3信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出勤すべきことを知らせるもの	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○ー 休止 ○ー

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差支えない。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

第8節 協力応援

第1 隣接市との協定による協力要請

水防本部長は、隣接する中央市と水防に関する相互応援協定の締結に努め、水害が発生し、又は発生のおそれがある場合、当該協定に基づき応援を求める。

1 連絡事項

- (1) 富士川筋釜無川間及び鎌田川右岸各市町との境界警報状況
- (2) 本町内の状況
- (3) 氾濫注意水位に達したとき。

2 連絡先

- (1) 中央市役所 電話：055(274)1111 県防（衛星）：4916－385

第2 他水防管理団体への応援要請

水防本部長は、必要があるときは他の水防管理者又は他市町村長若しくは消防長に対して、応援を求める。

第3 自衛隊の災害派遣要請

水防本部長は、状況により知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求める。

第4 警察官の出動要請

水防本部長は、水防上必要があると認めるときは、南甲府警察署長に対し、警察官の出動を求める。

第9節 費用負担と公用負担

第1 費用負担

1 費用負担

水防に要する費用は、町が負担する。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用の負担は、町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援した水防管理団体との間で協議によって定める。

2 利益を受ける市町村の費用負担

町の水防によって、町以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

負担する費用の額及び負担の方法は、町と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。当該協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請する。

第2 公用負担

1 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防本部長、水防団長又は消防長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一部使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 土地、土石、竹木その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防本部長から委任を受けた者は上記(1)から(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限委任証

水防本部長者又は消防は、公用負担を命ずる権限を行使するときは、その身分を示す証明書を、水防本部長から委任を受けた者は、水防本部長より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
〇〇水防団〇〇部長 氏名 〇〇 〇〇〇	
上記のものに〇〇〇〇区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明する。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
水防管理者 氏名 〇〇 〇〇〇 印	

3 公用負担命令

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

公用負担命令書	
第	号
種類	員数
使用	収用 処分
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
水防管理者 事務取扱者	
殿	
印	

4 損失補償

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第3 公務災害補償

水防団員又は水防団長の公務中の死傷については、条例の定めるところにより損害を補償する。

第10節 水防報告

第1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防本部長は、次の記録を作成し、保管するように努める。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員又は甲府地区消防本部に属する者の出動の時期及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処理とその効果
- (7) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (8) 法第28条による収用、使用又は器具、資材の種類及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出動の状況
- (11) 警察の援助状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した事由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 今後の水防について考慮を要する点その他水防管理者の所見

第2 水防報告

水防本部長は、水防活動が終結したときは、その状況を水防活動報告書様式1及び2により、中北建設事務所長を経由する等、水防本部長に報告する。

第11節 水防訓練

第1 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中、また夜間において実施されることもあるので、中北建設事務所、県水防指導員の指導に基づき、十分訓練を行う。

- ①観測 ②通報 ③動員 ④輸送 ⑤工法 ⑥避難

第2 実施期間

実施期間は中北建設事務所と協議のうえ、定める。このほか、各作業班については、適時訓練を実施する。

第12節 浸水想定区域内における要配慮者利用施設への対策

町内における浸水想定区域内の施設に関して、洪水予報等の伝達を行う。情報を得た施設の所有者又は管理者は、早めの避難を行う。

第1 伝達方法

洪水予報等の伝達は、電話・FAX等により行う。

第2 要配慮者利用施設

浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、資料編に示す。

第3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等の作成等

- (1) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。
- (2) 当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

第5章 災害復旧・復興計画

地震編第5章「災害復旧・復興計画」を準用する。

